条例議案参考資料

(議案第53号~議案第55号)

令和3年第1回(3月)川口市議会定例会

令和3年第1回(3月)川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第	53号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対
		照表
議案第	5 4 号参考資料	川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表 7 7
議案第	55号参考資料	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
		部を改正する条例案新旧対照表80

議案第 53号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第58号)(第1条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現 行
(職員) 第25条 (略) 2 (略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4~6 (略)	(職員) 第25条 (略) 2 (略) 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科

○ 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 第

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則及び資格)

第3条 (略)

2 (略)

4·5 (略)

(運営規程)

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(<u>第35条第1項</u>において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。

(1) ~(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第33条 (略)

2 • 3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で

現 行

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則及び資格)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修 を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4·5 (略)

(運営規程)

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(<u>第35条</u>において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。

(1) ~(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第33条 (略)

2 • 3 (略)

<u>早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、</u> 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 (略)

2 (略)

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又 はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。 (掲示)

第35条 (略)

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居 宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者 又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。 (衛生管理等) 第34条 (略)

2 (略)

(掲示)

第35条 (略)

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な 事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るこ と。
 - (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第1項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第1項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第

- 2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する<u>第35条第1項</u>」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。
- 2 第9条から第31条まで及び第33条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第2項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項及び第4項を除く。)、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

- 2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条」」とあるのは「第43条第1項において準用する<u>第35条</u>」と、第32条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。
- 2 第9条から第31条まで及び第33条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「<u>第35条</u>」とあるのは「第43条第2項において準用する第26条」と、第31条中「<u>第35条</u>」とあるのは「第43条第2項において準用する第35条」」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項及び第4項を除く。)、第5条第2項及び第3項、第6条並びに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第43条の4において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第43条の4において準用する第5条第2項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第43条の4において準用する第26条」と、第31条中「第35条」とあるのは「第43条の4において準用する第3

(同居家族に対するサービス提供の制限)

- 第47条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に 対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に 対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 当該居宅介護が<u>第44条第3項</u>に規定するサービス提供責任者の行う具体的 な指示に基づいて提供される場合
 - (3) (略)
- 2 (略)

(運営に関する基準)

- 第48条 第4条第1項及び第4節(第21条第1項、第22条、第23条第1項、第27条、第32条、第35条の2及び第43条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第48条第1項において準用する第31条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第48条第1項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する第26条」と、第31条中「第35条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。
- 2 第4条第2項から第4項まで、第4節(第21条第1項、第22条、第23条 第1項、第27条、第32条<u>第35条の2</u>及び第43条を除く。)及び第44 条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当 障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中 「第31条」とあるのは「第48条第2項において準用する第31条」と、第2 0条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第48条第2 項において準用する次条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第

(同居家族に対するサービス提供の制限)

- 第47条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に 対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に 対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 当該居宅介護が<u>第44条第2項</u>に規定するサービス提供責任者の行う具体的 な指示に基づいて提供される場合
 - (3) (略)
- 2 (略)

(運営に関する基準)

2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「 $\frac{6}{5}$ 44条第3項」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「 $\frac{6}{5}$ 35条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する第35条第1項」と、前条第1項第2号中「 $\frac{6}{5}$ 44条第3項」とあるのは「次条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第50条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第 3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、 指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているとき は、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必 要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を 満たしているものとみなすことができる。

(療養介護計画の作成等)

第59条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

11 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(運営規程)

第68条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(<u>第73条第1項</u>において「運営規程」と 2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第21条第2項」と、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第26条第1項中「第5条第2項」とあるのは「<u>第44条第2項</u>」と、第30条第3項中「第26条」とあるのは「第48条第2項において準用する第26条」と、第31条中「<u>第35条</u>」とあるのは「第48条第2項において準用する<u>第35条</u>」とあるのは「第48条第2項において準用する<u>第44条第2項</u>」とあるのは「次条第2項において準用する<u>第44条第2項</u>」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第50条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第 3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、 <u>療養介護</u>と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているとき は、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必 要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を 満たしているものとみなすことができる。

(療養介護計画の作成等)

第59条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

 $6 \sim 9$ (略)

10 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(運営規程)

第68条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(<u>第73条</u>において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。

(1) ~(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第69条 (略)

2 • 3 (略)

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止 するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第71条 (略)

2 (略)

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 (略)

(衛生管理等)

第72条 (略)

- 2 指定療養介護事業者は、<u>当該</u>指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につい て、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (掲示)

いう。)を定めておかなければならない。

(1) ~(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第69条 (略)

2 • 3 (略)

(非常災害対策)

第71条 (略)

2 (略)

3 (略)

(衛生管理等)

第72条 (略)

2 指定療養介護事業者は、____指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第73条 (略)

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条 削除

(記録の整備)

第76条 (略)

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 次条において準用する第35条の2第2項の規定による身体的拘束等の記録
 - (5) (6) (略)

(準用)

第77条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、 第33条の2、第35条の2から第37条(第2項を除く。)まで及び第38条 から<u>第40条の2</u>までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場 合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第68条」と、第20条 第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第55条第1項」と読み替えるも のとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第73条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

- 第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は 他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行 ってはならない。
- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な 事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第76条 (略)

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(3) (略)
- (4) 第74条第2項

の規定による身体的拘束等の記録

(5) • (6) (略)

(準用)

第77条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、 第36条、第37条第1項 及び第38条から第40条 までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第68条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第55条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援 の実施)

第86条の2 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第179条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第90条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(<u>第93条第1項</u>において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。

(1) ~ (12) (略)

(衛生管理等)

第91条 (略)

- 2 指定生活介護事業者は、<u>当該</u>指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につい て、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第93条 (略)

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生 活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること 第86条の2 (略)

(運営規程)

第90条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(<u>第93条</u>において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならない。

(1) ~ (12) (略)

(衛生管理等)

第91条 (略)

2 指定生活介護事業者は、____指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第93条 (略)

により、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第94条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで<u>第75条及び第76条</u>の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条において準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「第94条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第54条第1項」とあるのは「第94条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第89条」と、<u>同項第4</u>号から第6号までの規定

______中「次条」とあるのは「第94条」と読み替えるものとする。

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、<u>第75条、第76条</u> 、第78条、第80条及び前節(第94条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第94条の5において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第1項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計

(準用)

第94条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、 第28条、第36条 から第41条まで、第58条から第61 条まで、第67条、第69条から第71条まで及び第74条から第76条までの 規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条」とあるのは「第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条 第1項|とあるのは「第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項 」とあるのは「第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるの は「第94条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と あるのは「生活介護計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介 護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条において準用する前条」 と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、 同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条において準用する第19 条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第89条」と、同項第4 号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項 」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第94条」と読み替えるも のとする。

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、<u>第36条</u> から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、<u>第74条から第76条まで</u>、第78条、第80条及び前節(第94条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第94条の5において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第83条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計

画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条の5において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第94条の5」と、第90条中「<u>第93条第1項</u>」とあるのは「第94条の5において準用する<u>第93条第1項</u>」と、<u>第93条第1項</u>中「前条」とあるのは「第94条の5において準用する前条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- 第96条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。
 - (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者を除く。 第132条及び第144条において同じ。)の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなさ

画」とあるのは「生活介護計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第94条の5において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第94条の5において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第94条の5において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条の5において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第94条の5」と、第90条中「第93条」とあるのは「第94条の5において準用する第93条」と、第93条

・ 中「前条」とあるのは「第94条の5において準用する前条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- 第96条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)のうち通いサービスを除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)を基準該当生活介護事業所等については、適用しない。
 - (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者を除く。第110条、第132条及び第144条において同じ。)の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなさ

れる通いサービス、第132条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第144条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第65条の規定により基準該当児童発達支援(指定通所支援等基準条例第59条第1項に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。)とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第88条において読み替えて準用する指定通所支援等基準条例第65条の規定により基準該当放課後等デイサービスに通所支援等基準条例第85条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条において同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) (略)
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。 第132条及び第144条において同じ。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) (5) (略)

(運営規程)

- 第107条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第99条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号に掲げる<u>事項</u>を除 く。)に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(10) (略)

(準用)

第109条 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、 第23条、第28条、第29条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第42条まで、 れる通いサービス、第132条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)と みなされる通いサービス若しくは第144条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第65条の 規定により基準該当児童発達支援(指定通所支援等基準条例第59条第1項に 規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。)とみなされる通いサービ ス若しくは指定通所支援等基準条例第88条において読み替えて準用する指定 通所支援等基準条例第65条の規定により基準該当放課後等デイサービス(指 定通所支援等基準条例第85条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービ スをいう。以下同じ。)とみなされる通いサービスを利用するために当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計 数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第132条及び第144条に おいて同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) (略)
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第110条、第132条及び第144条において同じ。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) (5) (略)

(運営規程)

- 第107条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第99条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号に掲げる<u>次項</u>を除 く。)に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(10) (略)

(準用)

第109条 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、 第23条、第28条、第29条、<u>第36条</u>から第42条まで、 第61条、第67条、第69条、第71条______、第75条、第88条及び第91条から第93条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、<u>第93条第1項中</u>「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第71条まで_____、第75条、第88条、第91条から第93条まで、第98条及び前節(第108条及び第109条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第109条の4において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」と、<u>第93条第1項中</u>「前条」とあるのは「第109条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第122条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、<u>第33条</u> (第1項及び第2項を除く。) から第42条まで及び第67条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第121条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第122条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第122条において準用する第21条第2項」と読み替えるものと

第61条、第67条、第69条、第71条<u>第74条</u>、第75条、第88条及び第91条から第93条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、<u>第93条中</u>「前条」とあるのは「第109条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(進用)

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条 から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第888条、第91条から第93条まで、第988条及び前節(第1088条及び第109条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第109条の4において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」とあるのは「第109条の4において準用する第104条第2項」と、第109条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

する。

第7章 (略)

第1節 (略)

第123条 自立訓練(機能訓練)(施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号 に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第130条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条 の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、 第69条から第71条まで、第75条、第76条 及び第86条の2から第 93条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条において準 用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第 127条第1項 と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第12 7条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条にお いて読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓 練(機能訓練)計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中 「前条」とあるのは「第130条において読み替えて準用する前条」と、第76 条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、 同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第130条において準用する第1 9条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条において準 用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

 する。

第7章 (略)

第1節 (略)

第123条 自立訓練(機能訓練)(施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(進用)

第130条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条 から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、 第69条から第71条まで、第74条から第76条まで及び第86条の2から第 93条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この 場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条において準 用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第 127条第1項|と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第12 7条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条にお いて読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓 練(機能訓練)計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中 「前条」とあるのは「第130条において読み替えて準用する前条」と、第76 条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、 同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第130条において準用する第1 9条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条において準 用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第130条 において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とある のは「第130条」と、第90条中「第93条」 とあるのは「第130条 において準用する第93条」と、第93条中 「前条」とあるのは「

第130条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第130条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第3 3条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条ま で、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条 、第80 条、第86条の2から第93条まで、第123条及び前節(第130条を除く。) の規定は、共生型自立訓練(機能訓練) の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条の4において準用 する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第1 30条の4において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21 条第2項」とあるのは「第130条の4において準用する第127条第2項」と、 第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条の4において読み替え て準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練) 計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計 画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあ るのは「第130条の4において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項 第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第 2号中「第54条第1項」とあるのは「第130条の4において準用する第19 条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条の4において 準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

」とあるのは「第130条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

第134条 自立訓練(生活訓練) (施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号 に規定する期間にわ

第130条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第130条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第3 から第41条まで、第51条、第58条から第61条ま で、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第80 条、第86条の2から第93条まで、第123条及び前節(第130条を除く。) の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第130条の4において準用 する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第1 30条の4において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21 条第2項」とあるのは「第130条の4において準用する第127条第2項」と、 第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第130条の4において読み替え て準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練) 計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計 画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあ るのは「第130条の4において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項 第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第 2号中「第54条第1項」とあるのは「第130条の4において準用する第19 条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第130条の4において 準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第130 条の4において準用する第74条第2項|と、同項第5号及び第6号中「次条| とあるのは「第130条の4」と、第90条中「第93条」とあるのは「 第130条の4において準用する第93条」と、第93条中 「前条 」とあるのは「第130条の4において準用する前条」と読み替えるものとする。

第134条 自立訓練(生活訓練) (施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわ

たり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(記録の整備)

第141条 (略)

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 次条において準用する第35条の2第2項の規定による身体的拘束等の記録
 - (5) (6) (略)

(準用)

(進用)

第142条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第3

たり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(記録の整備)

第141条 (略)

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(3) (略)
- (4) 次条において準用する第74条第2項 の規定による身体的拘束等の記録
- (5) (6) (略)

(準用)

(準用)

第142条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、<u>第3</u>

3条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第58条から第61条ま で、第67条、第69条から第71条まで 、第75条、第80条、第 86条の2から第93条まで、第128条、第129条、第134条及び前節(第142条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第142 条の4において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項 から第3項まで」とあるのは「第142条の4において準用する第139条第1 項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第1 42条の4において進用する第139条第2項」と、第58条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第142条の4において読み替えて進用する次条第1項」と、 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第59条中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第9項中「6月 」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第142条の4にお いて読み替えて準用する前条」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「 第142条の4において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条 」とあるのは「第142条の4において準用する前条」と、第141条第2項第 1号中「次条」とあるのは「第142条の4」と、同項第2号中「第138条第 1項及び第2項」とあるのは「第142条の4において準用する第138条第1 項及び第2項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第 142条の4」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第147条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 (略)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第148条 (略)

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から<u>第5項まで</u>の規定を準用する。

6条 から第41条まで、第51条、第58条から第61条ま で、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第80条、第 86条の2から第93条まで、第128条、第129条、第134条及び前節(第142条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第142 条の4において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項 から第3項まで」とあるのは「第142条の4において進用する第139条第1 項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第1 42条の4において進用する第139条第2項」と、第58条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第142条の4において読み替えて進用する次条第1項」と、 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第59条中「療 養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月 」とあるのは「3月」と、第60条中「前条」とあるのは「第142条の4にお いて読み替えて準用する前条」と、第90条中「第93条」とあるのは「 第142条の4において準用する第93条」と、第93条中 「前条 」とあるのは「第142条の4において準用する前条」と、第141条第2項第 1号中「次条」とあるのは「第142条の4」と、同項第2号中「第138条第 1項及び第2項」とあるのは「第142条の4において準用する第138条第1 項及び第2項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第 142条の4」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第147条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 (略)

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第148条 (略)

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から<u>第4項まで及び第6項</u> の規定を準用する。 (職場への定着のための支援等の実施)

第154条 (略)

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第179条の2に規定する指定就労定 着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やか に当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定する指 定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第156条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、 第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条から第61条まで、第 67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条 、第85条、第 86条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第140条の 規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条」とあるのは「第156条において準用する第90条」と、 第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第156条において準用 する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「 第156条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第156条において読み替えて準用する次条第1項」と、「 療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画 」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月 」と、第60条中「前条」とあるのは「第156条において読み替えて準用する 前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援 計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第156条において準 用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第156条 において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第156条」と、第90条中「<u>第93条第1項」</u>とあるのは「第156条において準用する<u>第93条第1項」</u>と、<u>第93条第1項中</u>「前条」とあるのは「第156条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決

(職場への定着のための<u>支援</u>の実施) 第154条 (略)

(準用)

第156条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、 第36条 から第41条まで、第58条から第61条まで、第 67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第85条、第 86条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第140条の 規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条」とあるのは「第156条において準用する第90条」と、 第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第156条において準用 する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「 第156条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第156条において読み替えて準用する次条第1項」と、「 療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第59条中「療養介護計画 」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月 」と、第60条中「前条」とあるのは「第156条において読み替えて準用する 前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援 計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第156条において準 用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第156条 において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「 第156条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次 条 | とあるのは「第156条 | と、第90条中「第93条 | とあるのは「 第156条において準用する第93条 と、第93条中 「前条」と あるのは「第156条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決

定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第167条 (略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第179条の2に規定する指定就 労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速 やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第179条の3第1項に規定す る指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第169条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス基準第196条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第170条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、 第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第58条から第61 条まで、第67条、第69条から第71条まで、<u>第75条、第76条</u>、第 87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第127条及び第128 条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、 定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第167条 (略)

(準用)

第170条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、<u>第36条</u> から第41条まで、第58条から第61 条まで、第67条、第69条から第71条まで、<u>第74条から第76条まで</u>、第87条から第89条まで、第91条から第93条まで、第127条及び第128条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、 第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第170条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条

」とあるのは「第170条」と、<u>第93条第1項中</u>「前条」とあるのは「第17 0条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、<u>第75条、第76条</u> 、第85条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第165条から第167条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第175条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第175条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第7

第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第170条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第170条において読み替えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第170条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第93条中 「前条」とあるのは「第170条において準用する第4条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第170条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、<u>第36条</u> から第41条まで、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、<u>第74条から第76条まで</u>、第85条、第87条から第93条まで、第127条、第128条及び第165条から第167条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第175条において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第175条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第175条において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「前条」とあるのは「第175条において読み替えて準用する前条」と、第7

6条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、 同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第175条において準用する第1 9条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第175条において準 用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第175条」と、第90条中「893条第1項」とあるのは「第175条において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第 20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2 から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、 第75条、第76条 、第85条、第88条、第89条、第91条から第9 3条まで、第127条(第1項を除く。)、第128条、第165条から第16 7条まで及び第171条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項た だし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第179条において準用す る第127条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあ るのは「第179条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中 「次条第1項」とあるのは「第179条において読み替えて準用する次条第1項 」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第5 9条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第6 0条中「前条」とあるのは「第179条において読み替えて準用する前条」と、 第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B 型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第179条において 準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第179

6条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第175条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第175条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第175条において準用する第93条」と、第93条中 「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第93条中 「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援 B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第 20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第36条 から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第69条、第71条、 第74条から第76条まで、第85条、第88条、第89条、第91条から第9 3条まで、第127条(第1項を除く。)、第128条、第165条から第16 7条まで及び第171条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項た だし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第179条において準用す る第127条第2項及び第3項 と、第23条第2項中「第21条第2項」とあ るのは「第179条において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中 「次条第1項」とあるのは「第179条において読み替えて準用する次条第1項 」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第5 9条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第6 0条中「前条」とあるのは「第179条において読み替えて準用する前条」と、 第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B 型計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第179条において 準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第179

条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

山「

次条」とあるのは「第179条」と、<u>第93条第1項中</u>「前条」とあるのは「第179条において準用する前条」と、第127条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第179条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第179条の8 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面<u>又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法</u>により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第179条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から<u>第35条まで、第36条から</u>第41条まで、第58条、第59条、第61条及び第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の12において連用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定者支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定者支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定者支援計画」と

条において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第179条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第179条」と、第93条中 「前条」とあるのは「第179条において準用する前条」と、第127条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第179条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援 の実施)

第179条の8 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面_____

______により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を 雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況 を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第179条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から

第41条まで、第58条、第59条、第61条及び第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の12において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の12において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第179条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第35条ま で、第36条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第 179条の6、第179条の10及び第179条の11の規定は、指定自立生活 援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に 規定する運営規程」とあるのは「第179条の20において進用する第179条 の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条 第1項」とあるのは「第179条の20において準用する次条第1項」と、第2 3条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の20において進用す る第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179 条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とある のは「自立生活援助計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生 活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第179条の6 中「第179条の12」とあるのは「第179条の20」と、第179条の11 第2項第1号中「次条」とあるのは「第179条の20」と、「就労定着支援計 画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号から第5号までの規定中「 次条」とあるのは「第179条の20」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第181条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助 事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障が ない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第192条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ

(準用)

第179条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から_____ 第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第

第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第179条の6、第179条の10及び第179条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第179条の20において準用する第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第179条の20において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第179条の20において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第179条の6中「第179条の12」とあるのは「第179条の20」と、第179条の11第2項第1号中「次条」とあるのは「第179条の20」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第179条の20」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第181条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する<u>指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助 事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障が ない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第192条 (略)

 $2\sim5$ (略)

<u>て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されるこ</u> とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第196条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、<u>第75条、第76条</u> 、第89条、第91条、第93条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条において準用する第54条第1項」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第196条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第196条」と、第93条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第196条の4 (略)

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、

(準用)

第196条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、 第23条、第28条、第36条 から第41条まで、第54条、 第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89 条、第91条、第93条及び第140条の規定は、指定共同生活援助の事業につ いて準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規 程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第 2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第23条第 2項中「第21条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第59条及び第 76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同 項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条において準用する第54 条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条において準用 する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第196条に おいて準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるの は「第196条」と、第93条中 「前条の協力医療機関」とあるのは「第 195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第14 0条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福 祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。) 」とあるのは「支給決定隨害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けて いる者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を 受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労 働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な 指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第196条の4 (略)

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助 の従業者のほか、

共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員 をいう。)を置くものとする。

3 (略)

- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、<u>第75条、第76条</u> _、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条まで及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条の11において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第196条の11」と、<u>第93条第1項中</u>「前条の協力医療機関」とあるのは「196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者(指

共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員 をいう。)を置くものとする。

3 (略)

- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助 の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u>の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第196条の11 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第 20条、第23条、第28条、第36条 から第41条まで、 第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条ま で、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第188条ま で及び第191条から第195条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生 活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条 に規定する運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191 条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第2項ただし書中「次条第1 項」とあるのは「第196条の11において準用する第186条第1項」と、第 23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条の11において準用 する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計 画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第 54条第1項」とあるのは「第196条の11において準用する第54条第1項 」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第196条の11において準用す る第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第196条の1 1において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあ るのは「第196条の11」と、第93条中 「前条の協力医療機関」とあ るのは「196条の11において準用する第195条第1項の協力医療機関及び 同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者(指

定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第199条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第206条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指 定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。

(準用)

第207条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、<u>第33条の2、第35条の2</u>から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、<u>第75条、第76条</u>、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第190条まで及び第193

定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第187条第1項及び第188条中「第196条」とあるのは「第196条の11」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第199条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する<u>外部サービス利用型指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第206条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(準用)

第207条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、<u>第36条</u>から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、<u>第74条から第76条まで</u>、第89条、第91条、第93条、第140条、第184条から第190条まで及び第193

条から第195条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第207条において準用する第186条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第207条において準用する第186条第2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第207条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第207条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定

中「次条」とあるのは「第207条」と、第93条第 1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条において準用する第19 5条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条 第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サ ービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。) 」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同 生活援助を受けている者を除く。) 」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定 宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項 に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。) 」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。) 」と、第187条第1項中「第196条において読み替えて準用する第59条 第1項に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)」と あるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活 援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第188条 中「第196条」とあるのは「第207条」と、第189条第3項中「当該指定 共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生 活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとす る。

第15章 (略)

(従業者の員数等に関する特例)

第208条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業

条から第195条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に ついて準用する。この場合において、第20条第2項ただし書中「次条第1項」 とあるのは「第207条において進用する第186条第1項」と、第23条第2 項中「第21条第2項」とあるのは「第207条において準用する第186条第 2項」と、第59条及び第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「 外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」と あるのは「第207条において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第 66条」とあるのは「第207条において準用する第89条」と、同項第4号中 「第74条第2項」とあるのは「第207条において準用する第74条第2項_| と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第207条」と、第93条中 「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条において準用する第19 5条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条 第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サ ービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。) 」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同 生活援助を受けている者を除く。) 」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定 宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項 に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第187条第1項中「第196条において読み替えて準用する第59条 第1項に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)」と あるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活 援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第188条 中「第196条」とあるのは「第207条」と、第189条第3項中「当該指定 共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生 活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとす

第15章 (略)

(従業者の員数等に関する特例)

第208条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業

所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援等基準条例第67条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下これらを「多機能型事業所」という。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第6項、第124条第6項及び第7項、第135条第6項、第147条第4項 並びに第158条第4項(第172条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第79条第1項第3号及び第7項、第124条第1項第2号及び第8項、第135条第1項第3号及び第7項、第147条第1項第3号及び<u>第5項</u>並びに第158条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第172条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

(準用)

第214条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、<u>第33条の2、第35条の2から</u>第41条まで、第58条から<u>第61条まで</u>、第67条、第69条から第71条まで<u>第7</u>

所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援等基準条例第67条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下これらを「多機能型事業所」という。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第79条第6項、第124条第6項及び第7項、第135条第6項、第147条第4項及び第5項並びに第158条第4項(第172条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第79条第1項第3号及び第7項、第124条第1項第3号及び第6項並びに第158条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第172条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービス基準第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

(準用)

第214条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第 20条、第23条第2項、第28条、<u>第36条から</u> 第41条 まで、第58条から第60条まで、第67条、第69条から第71条まで

5条、第76条、第82条、第87条から第89条まで、第90条(第10号を 除く。)及び第91条から第93条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービ スの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」と あるのは「第214条第1項において準用する第90条」と、第15条中「介護 給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2 項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第214条第2項にお いて準用する第83条第2項及び第3項、第214条第3項及び第5項において 準用する第127条第2項及び第3項並びに第214条第4項において準用する 第139条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とある のは「第214条第2項において進用する第83条第2項、第214条第3項及 び第5項において準用する第127条第2項並びに第214条第4項において準 用する第139条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあ るのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第41条中「指定居宅介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の 会計を」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、 その会計を」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第214条第1 項において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「 特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるの は「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは 「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能 訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、 3月) | と、第60条中「前条」とあるのは「第214条第1項において読み替 えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「 特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあ るのは「第214条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中 「第66条」とあるのは「第214条第1項において準用する第89条」と、同 項第4号から第6号までの規定

中「

次条」とあるのは「第214条第1項」と<u>、第89条第2号中「介護給付費又は</u>特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第90条中「第93条第1

、第76条、第82条 、第90条(第10号を 除く。) 及び第93条の 規定は、特定基準該当障害福祉サービ スの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」と あるのは「第214条第1項において準用する第90条」と、第15条中「介護 給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2 項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第214条第2項にお いて準用する第83条第2項及び第3項、第214条第3項及び第5項において 準用する第127条第2項及び第3項並びに第214条第4項において準用する 第139条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とある のは「第214条第2項において進用する第83条第2項、第214条第3項及 び第5項において準用する第127条第2項並びに第214条第4項において準 用する第139条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあ るのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第41条中「指定居宅介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の 会計を」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、 その会計を」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第214条第1 項において読み替えて準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「 特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるの は「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは 「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能 訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、 3月) | と、第60条中「前条」とあるのは「第214条第1項において読み替 えて準用する前条」と、第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「 特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあ るのは「第214条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中 「第66条」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて準用する第 89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第214条第2項か ら第5項までにおいて準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号中「 次条 | とあるのは「第214条第1項」と

、第90条中「第93条」

	<u>項」</u> とあるのは「第214条第1項において準用する <u>第93条第1項」</u> と、 <u>第9</u>
	3条第1項中「前条」とあるのは「第214条第1項 において準用する
	前条」と読み替えるものとする。
2	2
	84条(第5項を除く。)、第85条 <u>及び第86条</u>
	の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業
	を行う者に限る。)について準用する。この場合において
	、第78条中「生活介護
	に係る指定障害福祉サービス (以下「指定生活介護」という。)」とあるのは「
	特定基準該当生活介護」と、第83条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準
	該当生活介護」と、第84条第6項中「指定生活介護事業所
	」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と
3	
	第123条、第127条(第1項を除く。)、第128条(第3項を除く。
) 及び第129条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定
	基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。こ
	の場合において
	<u> </u>
	第123条中「自立訓練(機能訓練) (施行規則第6条の6第1号に規定する自

立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「

指定自立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(

機能訓練)」と、「同号」とあるのは「施行規則第6条の6第1号」と、第12 7条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能

訓練)」と、第128条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるの

____とあるのは「第214条第1項において準用する<u>第93条</u>」 と、<u>第93条</u> と、<u>第93条</u>」 と、<u>第93条中「前条」とあるのは「第214条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。</u>

- 2 <u>第61条、第74条、第75条、</u>第78条、第83条(第1項を除く。)、第84条(第5項を除く。)、第85条から第89条まで、第91条及び第92条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第78条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条第6項及び第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特別介護給付費」と、第91条第
- 3 第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、第123条、第127条(第1項を除く。)、第128条(第3項を除く。)及び第129条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特別訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第123条中「自立訓練(機能訓練)(規則 第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第127条中

_____「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第128条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるの

	は「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。	
4		_
	第128条(第3項を除く。)、第129条第2項、第134条及び第1	1
	39条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス	ス
	事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。) について	C
	準用する。この場合において	_
		_
		_
		_
	、第128条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるの	D
	は「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第134条中「自立訓練(生活	舌
	川練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。D	汄
	下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」と	<u>_</u>
	、う。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、 <u>「同号」と</u> ま	<u>う</u>
	るのは「施行規則第6条の6第2号」と、第139条中 「指定自立訓練(生活詞][[
	東)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、同条第3項中「前	ń
	2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第3項第1号及び前項第1号から)
	第3号まで」とあるのは「第3項第1号」と、同条第6項中「第1項」とある $ heta$	D
	は「第2項」と、同条第7項中「第3項及び第4項」とあるのは「第3項」と詞	売
	な替えるものとする。	
5		_
	、第127条(第1項を除く。)、第128条(第3項を除く。	
	、第165条から第167条まで、第171条及び第174条の規定は、特別	É
	基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う	5
	肴に限る。) について準用する。この場合において	_
		_
		_
		_
		_

は「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

- 4 第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、第128条(第3項を除く。)、第129条第2項、第134条及び第139条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第134条中「自立訓練(生活訓練)をあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第134条中「自立訓練(生活訓練)」と、第134条中「自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中「おっ。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第139条中
- 練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第3項第1号及び前項第1号から第3号まで」とあるのは「第3項第1号」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「第2項」と、同条第7項中「第3項及び第4項」とあるのは「第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第61条、第74条、第75条、第85条、第87条から第89条まで、第9 1条、第92条、第127条(第1項を除く。)、第128条(第3項を除く。)、第165条から第167条まで、第171条及び第174条の規定は、特定 基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う 者に限る。)について準用する。この場合において、第74条第1項中「指定療 養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第87条第4項中「 指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、 第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給 付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当

、第127条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第128条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第214条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第171条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附則

$1 \sim 14$ (略)

(地域移行支援型ホームの特例)

15 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、<u>令和7年3月31日</u>までの間、第183条第1項(第201条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1) • (2) (略)

$16 \sim 22$ (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

23 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、当該利用者については、令和6年3月31日 までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

障害福祉サービス事業所」と、第127条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第128条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第165条第1項中「第170条」とあるのは「第214条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第171条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附即

$1 \sim 14$ (略)

(地域移行支援型ホームの特例)

15 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、<u>平</u> 成37年3月31日までの間、第183条第1項(第201条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1) • (2) (略)

$16 \sim 22$ (略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

23 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、当該利用者については、平成33年3月31日までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

24 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該利用者については、令和6年3月31日 までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

(1) • (2) (略)

25 (略)

2 4 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該利用者については、平成33年3月31日までの間、第189条第3項及び第196条の8第4項の規定は、適用しない。

(1) • (2) (略)

25 (略)

○ 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第64号)(第3条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第38条第3項において 準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づ き、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとす る。

(指定障害者支援施設の一般原則及び設置者の資格)

第3条 (略)

(趣旨)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す る等の措置を講じなければ ならない。

4·5 (略)

第2章 (略)

第1節 (略)

(従業者の員数)

- 第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 就労移行支援を行う場合

ア~ウ (略)

エ (略)

(5) • (6) (略)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第38条第3項において 準用する第36条第3項第1号 並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づ き、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとす る。

行

現

(指定障害者支援施設の一般原則及び設置者の資格)

第3条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を 設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す る等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 • 5 (略)

第2章 (略)

第1節 (略)

(従業者の員数)

- 第4条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 就労移行支援を行う場合

ア~ウ (略)

エ ア(イ) の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 才 (略)

(5) • (6) (略)

2·3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

- 第6条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第4条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。) ____並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第4条第1項第1号ア(f)及びオ、第2号ア(f)及びカ、第3号ア(f)及びオ、第4号ア(f)、イ(f)及び<u>工並びに</u>第5号ア(f)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)、指定生活介護事業者(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第124条第

2 • 3 (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

- 第6条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第4条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及び工並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第4条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>オ並びに</u>第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害者支援施設基準第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)、指定生活介護事業者(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第124条第

1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例<u>第135条第1項</u>に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例<u>第147条第1項</u>に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同条例<u>第174条第1項</u>に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置 等」という。)を活用して行うことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

11 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第35条 (略)

2 (略)

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就 労定着支援(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準等を定める条例第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下 同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速 やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条 例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指 定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日 以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者

1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例<u>第134条第1項</u>に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例<u>第145条第1項</u>に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同条例<u>第171条第1項</u>に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

 $6 \sim 9$ (略)

10 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(職場への定着のための支援 の実施)

第35条 (略)

2 (略)

との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第46条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第46条の2 指定障害者支援施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第48条 (略)

2 (略)

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

<u>4</u> (略)

(衛生管理等)

第49条 (略)

2 指定障害者支援施設は、<u>当該</u>指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。 (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 (勤務体制の確保等)

第46条 (略)

2 • 3 (略)

(非常災害対策)

第48条 (略)

2 (略)

<u>3</u> (略)

(衛生管理等)

第49条 (略)

2 指定障害者支援施設は、____指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- <u>のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果につい</u>て、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第51条 (略)

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障 害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第52条 (略)

2 (略)

- 3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(虐待の防止)

- 第58条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るこ

(掲示)

第51条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第52条 (略)

2 (略)

と。

- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

附則

1 (略)

(指定障害児入所施設等に関する特例)

- 2 この条例の施行の際現に法第29条第1項の規定に基づく指定を受けている障害者支援施設であって、福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。次項において同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。次項において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供しているものについては、全和4年3月31日 までの間、児童福祉法施行条例(平成24年埼玉県条例第68号)第95条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第4条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。
- 3 この条例の施行の際現に法第29条第1項の規定に基づく指定を受けている障害者支援施設であって、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供しているものについては、令和4年3月31日 までの間、児童福祉法施行条例第96条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第8条の基準を満たしているものとみなすことができる。

4 (略)

附則

1 (略)

(指定障害児入所施設等に関する特例)

- 2 この条例の施行の際現に法第29条第1項の規定に基づく指定を受けている障害者支援施設であって、福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。次項において同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。次項において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供しているものについては、平成33年3月31日までの間、児童福祉法施行条例(平成24年埼玉県条例第68号)第95条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第4条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。
- 3 この条例の施行の際現に法第29条第1項の規定に基づく指定を受けている障害者支援施設であって、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供しているものについては、平成33年3月31日までの間、児童福祉法施行条例第96条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第8条の基準を満たしているものとみなすことができる。

4 (略)

○ 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第65号)(第4条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現行
目次 第1章 (略) 第2章 療養介護 (第4条一 <u>第32条の2</u>) 第3章~第9章 (略) 附則	目次 第1章 (略) 第2章 療養介護 (第4条— <u>第32条</u>) 第3章~第9章 (略) 附則
(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施 する等の措置を講じなければ ならない。 4 (略)	(障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任</u> 者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施 する等の措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。 4 (略)
(非常災害対策) 第8条 (略) 2 (略) 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 4 (略)	(非常災害対策) 第8条 (略) 2 (略)
(療養介護計画の作成等) 第17条 (略) 2~5 (略)	(療養介護計画の作成等) 第17条 (略) 2~5 (略)

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置 等」という。)を活用して行うことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

11 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 · 3 (略)

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条の2 療養介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、 利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 (略)

- 2 療養介護事業者は、<u>当該</u>療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

 $6 \sim 9$ (略)

10 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 · 3 (略)

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 療養介護事業者は、<u>療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、</u> 又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u>ならない。

- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びま <u>ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を</u> 定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (身体的拘束等の禁止)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(虐待の防止)

- 第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(職場への定着のための支援等の実施)

第44条の2 (略)

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事

(身体的拘束等の禁止)

第28条 (略)

2 (略)

(職場への定着のための<u>支援</u>の実施)第44条の2 (略)

業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第48条 (略)

- 2 生活介護事業者は、<u>当該</u>生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びま ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を 定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から<u>第32条の2まで</u>の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第

(衛生管理等)

第48条 (略)

2 生活介護事業者は、____生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで及び第28条から<u>第32条まで</u>の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第

32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第

32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(進用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、<u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第

28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第63条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 (略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第64条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から<u>第6項まで</u> 規定を準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第67条 (略)

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合に は、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受け られるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条から第37条まで、第38条(第2項第6号及び第4項を除く。)、第40条、第41条、第43条、第44条、

28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において読み替えて準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第63条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

<u>7</u> (略)

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第64条 (略)

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から<u>第5項まで及び第7項</u>の 規定を準用する。

(職場への定着のための支援 の実施)

第67条 (略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条から第37条まで、第38条(第2項第6号及び第4項を除く。)、第40条、第41条、第43条、第44条、

第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について 準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とある のは「第69条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計 画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第 4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第38条第1項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(管理者の資格要件)

第71条 就労継続支援A型の事業を行う者(以下「就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援A型事業所」という。)の管理者は、社会福祉法<u>第19条第1項各号</u>のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おお むね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス基準第72条 の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大 臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用そ の他の方法により公表しなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において読み替えて準用する前条」と、第38条第1項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(管理者の資格要件)

第71条 就労継続支援A型の事業を行う者(以下「就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労継続支援A型事業所」という。)の管理者は、社会福祉法<u>第19条各号</u>のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第83条 (略)

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用するが条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、

第83条 (略)

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において造み替えて準用する次条第1項」とあるのは「第85条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において読み替えて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する第20条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する第30条第2項」と、

同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第88条において読み替えて準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

- 第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項_______並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援等基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援等基準条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び<u>第6</u>項並びに第75条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において読み替えて準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第88条において読み替えて準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職員の員数等の特例)

- 第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項及び第8項、第59条第7項、第63条第5項及び第6項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援等基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援等基準条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第8項、第52条第1項第3号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第4号及び<u>第7</u>項並びに第75条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

○ 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第66号)(第5条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現
目次 第1章 (略) 第2章 設備及び運営に関する基準(第4条— <u>第46条</u>) 附則	目次 第1章 (略) 第2章 設備及び運営に関する基準(第4条— <u>第45条</u>) 附則
(障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、	(障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置</u> <u>する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の 措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。 4 (略)
(非常災害対策) 第7条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 4 (略)	(非常災害対策) 第7条 (略) 2 (略)
(職員の配置の基準) 第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1) ~(4) (略) (5) 就労移行支援を行う場合	(職員の配置の基準) 第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1)~(4)(略) (5)就労移行支援を行う場合

ア~ウ (略)

エ (略)

(6) • (7) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

- 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。) 並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及び<u>工</u>並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置 等」という。)を活用して行うことができる。

 $7 \sim 10$ (略)

11 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

ア~ウ (略)

エ ア(イ) の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 オ (略)

(6) • (7) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

- 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及び工並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(f)及びオ、第3号ア(f)及びカ、第4号ア(f)及びオ、第5号ア(f)、イ(f)及び<u>オ</u>並びに第6号ア(f)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) • (2) (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

 $6 \sim 9$ (略)

10 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)第179条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第179条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就 労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後 速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との 連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第37条 (略)

2 · 3 (略)

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第37条の2 障害者支援施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

(職場への定着のための支援 の実施)

第28条 (略)

2 (略)

(勤務体制の確保等)

第37条 (略)

2·3 (略)

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第39条 (略)

- 2 障害者支援施設は、<u>当該</u>障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びま ん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を 定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(身体的拘束等の禁止)

第41条 (略)

2 (略)

- 3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ なければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ

(衛生管理等)

第39条 (略)

2 障害者支援施設は、<u></u>___障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第41条 (略)

2 (略)

る措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

○ 川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第67号)(第6条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ ならない。 5 (略)	(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。 5 (略)
(非常災害対策) 第4条 (略) 2 (略) 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 4 (略)	(非常災害対策) 第4条 (略) 2 (略)
(勤務体制の確保等) 第13条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場に	

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条の2 地域活動支援センターは、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 (略)

- 2 地域活動支援センターは、<u>当該</u>地域活動支援センターにおいて感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように<u>、次に掲げる措置を講じなければ</u>なら ない。
- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。) を活用して行うことができる。

(虐待の防止)

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 地域活動支援センターは、____地域活動支援センターにおいて感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u>なら ない。

- 第19条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員 会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

○ 川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第68号)(第7条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置 を <u>講じなければ</u> ならない。 5 (略)	(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する</u> 等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置 を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。 5 (略)
(運営規程) 第4条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) (略) (2) 職員の職種、員数及び 職務の内容 (3) ~(8) (略) (非常災害対策) 第5条 (略) 2 (略) 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	(運営規程) 第4条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。 (1) (略) (2) 職員の職種、員数 <u>および</u> 職務の内容 (3) ~(8) (略) (非常災害対策) 第5条 (略) 2 (略)
4 (略)	<u>3</u> (略)

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- <u>3</u> 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条の2 福祉ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用 者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続 計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

- 2 福祉ホームは、<u>当該</u>福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討 する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底 を図ること。
 - (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 福祉ホームは、<u>___</u>福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

(虐待の防止)

- 第17条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

○ 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年条例第43号)(第8条関係)

(下線の部分は改正部分)

	(1)//(> -/
改 正 案	現 行
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則及び資格) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ ならない。 5・6 (略)	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則及び資格) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整 備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努</u> <u>めなければ</u> ならない。 5・6 (略)
(従業者の員数) 第5条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。(1)児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士	(従業者の員数) 第5条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。(1)児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者を表します。)
指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士	者」という。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉

______の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、 当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、 当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第78条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第78条において同じ。)を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第 1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特 定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第78条 において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自ら の事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する 特定行為業務をいう。次条及び第78条において同じ。)を行う場合

<u>サービス経験者</u>の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、 当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2	前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活
	を営むのに必要な機能訓練を <u>行う場合には、</u> 機能訓練担当職員(日常生活を営む
	のに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を

置かなければな

らない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ご とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス 経験者の合計数に含めることができる。

- 3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第7 8条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機 能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じ て専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等 の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。(1)(略)
- (2) 看護職員 1以上

(3) ~(5) (略)

- <u>5</u> 第1項第1号及び<u>前2項</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- <u>6</u> 第1項第1号の児童指導員<u>又は保育士</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1 号の児童指導員又は保育士の合計数 の半数以上は、児童指導員 又は保育士でなければならない。

8 (略)

第6条 (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、

- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。(1)(略)
 - (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 1 以上

(3) ~(5) (略)

- 4 第1項第1号及び<u>第2項</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- <u>5</u> 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号

__の児童指導員<u>、保育士及び障害福祉サービス経験者</u>の半数以上は、児童指導員 又は保育士でなければならない。

7 (略)

第6条 (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において<u>日常生活</u> を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を

置かなければならない。この場合に

おいて、当該機能訓練担当職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第 1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀 痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又 はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第 1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特 定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又は その一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練 担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - (1) (2) (略)
- (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受ける ことが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを 行うために必要な数
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - (1) (2) (略)
- 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2 号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 7 第1項第2号ア及び<u>第4項第1号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達 支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われる

3 前項 の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業 所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を

置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、 その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) • (2) (略)

- 4 第2項 の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - (1) (2) (略)
- <u>5</u> 第1項第2号ア及び<u>第3項第1号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達 支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われる

ものをいう。

8 第1項から<u>第5項</u>まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準

第2

3条4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 • 6 (略)

(児童発達支援計画の作成等)

第27条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置 等」という。)を活用して行うことができる。

 $\underline{7 \sim 1 \ 0} \qquad (略)$

11 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する児童発達支援計画の変更 について進用する。

(運営規程)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(<u>第43条第1項</u>において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ~(12) (略)

(勤務体制の確保等)

ものをいう。

6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第23条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)</u>第2 3条4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 • 6 (略)

(児童発達支援計画の作成等)

第27条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

 $6 \sim 9$ (略)

10 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規定する児童発達支援計画の変更 について準用する。

(運営規程)

第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第43条 において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ~(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第38条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合に おいて、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第40条 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 (略)

(衛生管理等)

第41条 (略)

- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>当該</u>指定児童発達支援事業所において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>次に掲げる措置を講じなければ</u> ならない。
- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に ついて、従業者に周知徹底を図ること。

第38条 (略)

2 · 3 (略)

(非常災害対策)

第40条 (略)

2 (略)

3 (略)

(衛生管理等)

第41条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、___指定児童発達支援事業所において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u> ならない。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のた めの訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第43条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指 定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (虐待等の禁止)

第45条 (略)

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委

(掲示)

第43条 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(<u>次項において</u>「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 (略)

(虐待等の禁止)

第45条 (略)

<u>員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図</u>ること。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(地域との連携等)

第51条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第56条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第79号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第64条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) ~(4) (略)

(地域との連携等)

第51条 (略)

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第56条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第79号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第64条 おいて「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) ~(4) (略)

(従業者の員数)

- 第59条 児童発達支援に係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該 当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「 基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準 該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のと おりとする。
 - (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提 供に当たる児童指導員又は保育士 の合計数が、次の ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上 ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(通所利用者負担額の受領)

第71条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、指定通所支援基準

_____第60条第4項の規定により厚生労働大臣

が定めるところによるものとする。

5 • 6 (略)

(準用)

第76条 第12条から第22条まで、第24条、第26条(第4項及び第5項を除く。)から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「

(従業者の員数)

- 第59条 児童発達支援に係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該 当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「 基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準 該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のと おりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の 単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提 供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次の ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上 ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、 児童指導員又は保育士でなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第71条 (略)

2 • 3 (略)

4 前項第1号に掲げる費用については、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 • 6 (略)

(準用)

第76条 第12条から第22条まで、第24条、第26条(第4項及び第5項を除く。)から第34条まで、第36条、第38条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで及び第54条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「

第37条」とあるのは「第74条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第71条第1項から第3項まで」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第78条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 (1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービ
 - スの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員<u>又は保育士</u>の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に 訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケア

第37条」とあるのは「第74条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第71条第1項から第3項まで」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第34条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第43条中
従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第78条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において<u>日</u> 常生活 を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を

置かなければならない。

この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ご とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に 当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉 サービス経験者の合計数に含めることができる。

- <u>のうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自ら</u> の事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケア のうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの 事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担 当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じ て専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担 当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) ~(5) (略)

- <u>5</u> 第1項第1号及び<u>前2項</u>の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等 デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に 行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の児童指導員<u>又は保育士</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1 号の児童指導員<u>又は保育士の合計数</u>の半数以上は、児童指導員 又は保育士でなければならない。

8 (略)

(従業者の員数)

第85条 放課後等デイサービスに係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) ~(5) (略)

- 4 第1項第1号及び<u>第2項</u>の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- <u>5</u> 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号

__の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員 又は保育士でなければならない。

<u>7</u> (略)

(従業者の員数)

第85条 放課後等デイサービスに係る法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業

を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員<u>又は保育士</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士

の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに 定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(準用)

第88条 第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第 30条まで、第32条、第34条から第39条まで、第40条(第4項を除く。)、第41条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、 第52条から第54条まで、第63条から第65条まで、第77条及び第82条 (第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準 用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」と あるのは「第88条において準用する第82条第2項及び第3項」と、第25条 第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条において準用する第82条第 2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支 援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第63条中「この節(前 条(第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)」とあるのは「第85条から第88条まで(同条においてこの条及 び第82条(第1項を除く。)の規定を準用する部分を除く。) | と、第64条 及び第65条中「この節(第62条(第23条第2項、第3項、第5項及び第6 項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)」とあるのは「第85条から第8 8条まで(同条においてこの条及び第82条(第1項を除く。)の規定を準用す を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、 児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第88条 第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第 30条まで、第32条、第34条から第39条まで、第40条(第3項を除く。)、第41条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、 第52条から第54条まで、第63条から第65条まで、第77条及び第82条 (第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準 用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」と あるのは「第88条において準用する第82条第2項及び第3項」と、第25条 第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条において準用する第82条第 2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支 援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第63条中「この節(前 条(第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)」とあるのは「第85条から第88条まで(同条においてこの条及 び第82条(第1項を除く。)の規定を準用する部分を除く。)」と、第64条 及び第65条中「この節(第62条(第23条第2項、第3項、第5項及び第6 項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)」とあるのは「第85条から第8 8条まで(同条においてこの条及び第82条(第1項を除く。)の規定を準用す

る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第90条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学<u>(短期大学を除く。)若しくは大学院において</u>、心理学を専修する学科<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条<u>の2</u>、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

る部分を除く。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第90条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看 護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員 (学校教育法の規定による大学<u>の</u>学部で 、

心理学を専修する学科______若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第96条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条_____、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第75条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第94条第2項」と、第26条第1項、第27条及び第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条<u>の2</u>、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条及び第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第101条において準用する第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第101条において準用する第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第101条において準用する第94条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、<u>第43条第1項中</u>「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 (略)

(従業者の員数に関する特例)

- 第102条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで及び第5項、第6条(第3項及び第6項を除く。)、第67条、第78条第1項から第3項まで及び第5項、第90条第1項並びに第98条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と
 - __、第6条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第

(準用)

第101条 第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条_____、第41条、第43条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで、第75条及び第93条から第95条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第37条」とあるのは「第101条において準用する第95条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第101条において準用する第94条第1項から第3項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第101条において準用する第94条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条中 「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 (略)

(従業者の員数に関する特例)

第102条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第5条第1項、第2項及び第4項、第6条 条 第78条第1項、第2項及び第4項、第6条 7条、第78条第1項、第2項及び第4項 第5条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第6条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、第6条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第

5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第67条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項

一 中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通 所支援」と、第90条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事 業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第98条第1項中「事業 所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事 業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第5条第6項及び第78条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第67条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第90条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第98条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業 のみを行う多機能型事業所を除く。)は、<u>第5条第5項及び第78条第5項</u>の規 定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任 者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならない とすることができる。

議案第 54号参考資料

川口市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

ある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別

○ 川口市介護保険条例(平成12年条例第33号)

(下線の部分は改正部分)

ある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別

改 TF. 案 現 行 (保険料率) (保険料率) 第4条 令和3年度から令和5年度 までの各年度における保険料率は、次の各号 第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以 に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以 下同じ。) の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 下同じ。) の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第3 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第3 9条第1項第1号に掲げる者 30,120円 9条第1項第1号に掲げる者 34,020円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,620円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,930円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,160円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,070円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,250円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53、340円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,890円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 62,760円 (6) 次のいずれかに該当する者 77,970円 (6) 次のいずれかに該当する者 69,030円 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項 ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項 第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(当該合計所得金額 第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得 又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場 合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、 同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第 1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して 得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税 特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、 特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、 第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項 又は第36条の規定の適用が 項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用が

控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者イ (略)

- (7) 次のいずれかに該当する者 <u>88,610円</u>ア・イ (略)
- (8) 次のいずれかに該当する者 99,240円 ア・イ (略)
- (9) 次のいずれかに該当する者 <u>106,330円</u> ア・イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 <u>113,420円</u> ア・イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 <u>120,510円</u> ア・イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 <u>127,600円</u>ア・イ (略)
- (13) 次のいずれかに該当する者 <u>134,690円</u> ア・イ (略)
- (14) 次のいずれかに該当する者 <u>141,780円</u> ア・イ (略)
- (15) 次のいずれかに該当する者 <u>148,860円</u> ア・イ (略)
- (16) 次のいずれかに該当する者 <u>155,950円</u>ア・イ (略)
- (17) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>163,040円</u>

附則

(<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率の特例) 第10条 当分の間、第4条第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の

控除額を控除して得た額

とする。以下この項において同じ。)が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 (略)

- (7) 次のいずれかに該当する者 78,450円ア・イ (略)
- (8) 次のいずれかに該当する者 <u>87,860円</u> ア・イ (略)
- (9) 次のいずれかに該当する者 <u>94,140円</u> ア・イ (略)
- (10) 次のいずれかに該当する者 <u>100,410円</u> ア・イ (略)
- (11) 次のいずれかに該当する者 106,690円ア・イ (略)
- (12) 次のいずれかに該当する者 <u>112,960円</u>ア・イ (略)
- (13) 次のいずれかに該当する者 <u>119,240円</u> ア・イ (略)
- (14) 次のいずれかに該当する者 <u>125,520円</u>ア・イ (略)
- (15) 次のいずれかに該当する者 <u>131,790円</u>ア・イ (略)
- (16) 次のいずれかに該当する者 <u>138,070円</u>ア・イ (略)
- (17) 前各号のいずれにも該当しない者 144,340円

附則

(<u>令和2年度</u>における保険料率の特例) 第10条 当分の間、第4条第1号に掲げる第1号被保険者については、保険料の 減額賦課を行い、当該第1号被保険者の各年度における保険料率については、同 号の規定にかかわらず、19,840円とする。

- 2 前項の規定は、第4条第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「 $\underline{19}$, 840円」とあるのは、「 $\underline{31}$, 900円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、第4条第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「 $\underline{19}$, 840円」とあるのは、「 $\underline{49}$, 620円」と読み替えるものとする。

減額賦課を行い、当該第1号被保険者の各年度における保険料率については、同 号の規定にかかわらず、17,570円とする。

- 2 前項の規定は、第4条第2号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「17, 570円」とあるのは、「28, 240円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、第4条第3号に掲げる第1号被保険者について準用する。この場合において、同項中「17, 570円」とあるのは、「43, 930円」と読み替えるものとする。

議案第 55号参考資料

川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)(第1条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次 第1章~第9章 (略) 第10章 雑則(第203条 <u>·第204条</u>) 附則	目次 第1章~第9章 (略) 第10章 雑則(第203条) 附則
(指定地域密着型サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置 を講じなければならない。 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当た っては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情 報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	(指定地域密着型サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略) 2 (略)
<u>5</u> (略)	<u>3</u> (略)
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 • 3 (略)	2・3 (略)
4 <u>オペレーターは、</u> 専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業	4 <u>オペレーターは</u> 専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業

所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条及び第32条第2項において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次<u>の各号の</u>いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第1号及び</u>第151条第12項において同じ。)
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第173条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。)
 - (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第200条第1項に規定する指 定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。)
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模 多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第4号において同じ。)
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)
 - (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第47条第4項第6号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第47条第4項第7号、第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定

所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条及び第32条第2項において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次<u>に掲げる</u>いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。 第151条第12項において同じ。)
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第173条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう_______)
 - (3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第200条第1項に規定する指 定特定施設をいう。)
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第82条第1項に規定する指定小規模 多機能型居宅介護事業所をいう____。)
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。 項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)
- (6) 指定地域密着型特定施設(第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。 第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。)
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第191条第1項に規定する指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第47条第4項第8号及び第5章 から第8章までにおいて同じ。)

(9) 指定介護老人福祉施設(法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)

(10) \sim (12) (略)

- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に 当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設 内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従 事することができる。
- 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応 サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び<u>前項本文</u>の規定にかかわら ず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

 $8 \sim 12$ (略)

(運営規程)

- 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければ ならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(9)</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に 看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。 から第8章までにおいて同じ。)

(9) 指定介護老人福祉施設(法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。)

(10) \sim (12) (略)

- 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に 当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の定期巡回サービス又は同一施設 内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従 事することができる。
- 7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応 サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び<u>前項</u>の規定にかかわら ず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

 $8 \sim 12$ (略)

(運営規程)

- 第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければ ならない。
 - (1) ~(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に 提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 • 4 (略)

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されるこ とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症及び非常 災害が発生した場合において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見 直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次 提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 • 4 (略)

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 (略)

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催 するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者 に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

第34条 (略)

(掲示)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を 記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による 掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項及び次項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機

(掲示)

第34条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)の職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項______において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機

会を設けなければならない。

- 2 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 この場合において、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第2項及 び第87条第2項において「利用者等」という。)が当該介護・医療連携推進会 議に参加するときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、テレビ 電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。
- <u>3</u> 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>第1項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4·5 (略)

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(指定訪問看護事業者との連携)

第44条 (略)

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看 護事業者(以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約 に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次 に掲げる事項について必 会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 • 4 (略)

(指定訪問看護事業者との連携)

第44条 (略)

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看 護事業者(以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約 に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次<u>の各号</u>に掲げる事項について必 要な協力を得なければならない。

(1) ~(4) (略)

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及びその員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター (指定夜間対応型訪問介護を 提供する時間帯を通じて___利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業 者をいう。以下この章において同じ。) として1以上及び利用者の面接その他 の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上

- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員 等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員 等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____随時訪問 サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

2 (略)

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利 用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回 要な協力を得なければならない。

(1) ~(4) (略)

(訪問介護員等の員数)

- 第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及びその員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。
 - (1) オペレーションセンター従業者 オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。)として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
 - (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員 等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
 - (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 2 (略)

- サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従 事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等が ある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文 の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができ る。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に 当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該 指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪 問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従 事することができる。
- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンター サービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわら ず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪

間介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

- 第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章におい て「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等の従業者 に行わせることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、 市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応 型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業 所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を 受けることができる。

(運営規程)

第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章におい て「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ~ (7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては

他の指定訪問介護事業所との

連携を図るこ

とにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、

当該他

- の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 (略)

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第57条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する 場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介 護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第32条の2から</u>第3 8条まで<u>及び第40条から第41条まで</u>の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、<u>第32条の2第2項、第33条第1項及び第3項、第34条第1項並びに第40条の2第1項</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通 所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所 介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにお いて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 4 (略)

(地域との連携等)

第57条 (略)

(準用)

第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第33条から</u> 第3 8条まで<u>、第40条及び第41条</u> の規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、<u>第33条及</u> び第34条

一中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等)」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通 所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所 介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにお いて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

 $2 \sim 8$ (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。<u>この場合において</u>、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業

- (1) (2) (略)
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条_____による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

 $2 \sim 8$ (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

- 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。特に 、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業

所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。

(1) ~ (9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止

所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第59条の13 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上の ために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第59条の15 (略)

(衛生管理等)

第59条の16 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u>ならない。

- <u>のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、</u> その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に 対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施す ること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (地域との連携等)
- 第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項及び次項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合に おいて、利用者等が当該運営推進会議に参加するときは、指定地域密着型通所介 護事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なけれ ばならない。
- <u>3</u> 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>第1項</u>に規定する報告、評価、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

 $4 \sim 6$ (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。 (地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項_____において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、<u>前項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 3~5 (略)

(記録の整備)

第59条の19 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

- (1) ~(5) (略)
- (6) <u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第2 0条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40 条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4 項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の 事業について進用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定す る運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共 生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項及び第4 0条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共 生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは 「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関 する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生 型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合 において、指定地域密着型诵所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「 共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と、

- (1) ~(5) (略)
- (6) <u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)
- 第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで____、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中______「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで_____、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条中

「運営規程」とあるのは

「第59条の20の3において準用する第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備」と、

第59条の9第4号、第59条の10第5項<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「<u>第59条の17</u>第3項」とあるのは「第59条の20の3において準用する<u>第59条の17</u>第3項」と読み替えるものとする。

第6節 (略)

第1款 (略)

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の 者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者 とし、第59条の31第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せ つ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以 下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、 この節に定めるところによる。

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次 に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確

第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の20の3において読み替えて準用する第59条の5第4項」と、第59条の19第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「<u>第59条の17</u>第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する<u>第59条の17</u>第2項」と読み替えるものとする。

第6節 (略)

第1款 (略)

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31 に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(運営規程)

- 第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに<u>次に</u> _掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
 - (1) ~(8) (略)

<u>(9)</u> (略)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確

保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項及び第3項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 (略)

- 3 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 4 指定療養通所介護事業者は、<u>第2項</u>の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策 を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 (略)

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
- (7) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条 の2、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは、

保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項______において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 (略)

<u>3</u> 指定療養通所介護事業者は、<u>前項</u>の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策 を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 (略)

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(6) (略)
- (7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条____、第34条から第38条まで____、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中

_____「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項

一 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは

「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 (略)

2 · 3 (略)

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業者(川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号。 以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。) 第5条第1項に規 定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の 事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定す る単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事 業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業 所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。) に対して一 体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提 供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号 にお いて同じ。)を12人以下とする。

 $5 \sim 7$ (略)

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密

「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 (略)

2·3 (略)

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業者(川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号。 以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。) 第5条第1項に規 定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同 じ。) の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の 事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定す る単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業 所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。) に対して一 体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応 型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提 供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第63条第2項第1号アにお いて同じ。) を12人以下とする。

 $5 \sim 7$ (略)

(従業者の員数)

第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密

着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は 施設(第66条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又 は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応 型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型 通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居 者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共 用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。) の数を 合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすため に必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければなら

着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は の利用者、入居者又 は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応 型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介 護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型 通所介護事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居 者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共 用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されてい る場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を 合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業者の員数を満たすため

2 (略)

(利用定員等)

に必要な数以上とする。

第65条 (略)

ない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務<u>若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u>

2 (略)

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~ (9) (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第2 2条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第 ない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通 所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支 障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務<u>に従事</u> し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等

 \mathcal{O}

職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(運営規程)

- 第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~ (9) (略)

(10) (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介 護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
- (1) ~(5) (略)
- (6) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第2 2条、第28条____、第34条から第38条まで____、第 41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護に対応対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	(略)	指定認知症対応型共高性活介定施事業所、指域型共高性性素型性者人。 事業所、指域型性者人。 指域型性者人。 指域型性者人。 指域型性, 指域型性, 指定介護者人。 養型医療施設(医療法)等療 養型医法律第205号)。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。 3年表表。	(略)

41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項

一 中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対 応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条 の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第82条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	(略)	指定認知症対応型共高型共活 事業所、指定地域密着型特定 福	(略)

)又は介護医療院

 (略)

 $7 \sim 1.1$ (略)

12 <u>第10項本文</u>の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第96条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する研修を修了している者(同条第1項 において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第192条第3項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、第62条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専 門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が 開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のため)又は介護医療院

 $7 \sim 1.1$ (略)

(略)

12 <u>第10項</u>の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第96条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する研修を修了している者(第96条第1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第192条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、第62条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の 提供に当たっては、介護支援専門員(第82条第12項の規定により介護支援専 門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。)が 開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のため に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。次項において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この 場合において、利用者等が当該サービス担当者会議に参加するときは、介護支援 専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければ ならない。

(利用料等の受領)

第90条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次_ に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~(6) (略)

4·5 (略)

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。

(1) ~(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第101条 (略)

2 (略)

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、 地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的な運営 に居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう____。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第90条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次<u>の</u> 各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~(6) (略)

4 • 5 (略)

(運営規程)

第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。

(1) ~(9) (略)

<u>(10)</u> (略)

(定員の遵守)

第101条 (略)

2 (略)

に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市長が新規に代替となるサービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)の間に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(記録の整備)

第107条 (略)

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居 宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) ~ (7) (略)
 - (8) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条 <u>の2</u>、第34条から第38条まで、第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者

(記録の整備)

第107条 (略)

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居 宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存し なければならない。
 - (1) ~(7) (略)
- (8) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条 ___、第34条から第38条まで、第40条、第41条 第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機 能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関す る規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模 多機能型居宅介護従業者」と、<u>第34条中</u>

_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項

一中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者

」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対 応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知 症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同 生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該 事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に介 護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応 型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型 共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条 及び第113条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とす るほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤 務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下こ の項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定 認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合にお いて、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利 用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であって、当該指定認 知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講ぜられ、利用者の安全性が確 保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共 同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を 通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上

」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対 応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知 症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同 生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該 事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に介 護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応 型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地 域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型 共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条 及び第113条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とす るほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤 務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう

。)を行わせるために必要な数以上とする。

とすることができる。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第118条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

 $6 \sim 8$ (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

<u>10</u> (略)

11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)

第111条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテ

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居

__ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第118条第3項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居 における他の職務に従事することができるものとする。

 $6 \sim 8$ (略)

9 (略)

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項 までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。(管理者)

第111条 (略)

ライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、 本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1<u>以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)</u>とする。

 $2 \sim 8$ (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護は、<u>次条第3項</u>に規定する認知症対応型 共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わ れなければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

- 8 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 9 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型 共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次の各号のいずれかの</u>評価を 受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - (1) 外部の者による評価
 - (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議 における評価

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の 2 (略)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するもの とし、その数は1又は2

とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業</u>所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

 $2 \sim 8$ (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護は、<u>第118条第3項</u>に規定する認知症対応型 共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わ れなければならない。

 $4 \sim 7$ (略)

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型 共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を 受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、 指定地域密着型サービス

指定

場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな い。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

2 (略)

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共

介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、 病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これ らの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上 支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな い。
 - (1) ~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第123条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第127条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共

同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) ~(6) (略)
- (7) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第38条、第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から<u>第5項</u>まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中</u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と<u>第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2\sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

<u>8</u> (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特

同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) ~(6) (略)
- (7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条 第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から<u>第4項</u>まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中 型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と

、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

<u>7</u> (略)

(運営規程)

第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特

定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) ~(8) (略)
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第148条 (略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密 着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。

(1) ~(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第146条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者 の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第148条 (略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密 着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(7) (略)
- (8) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条<u>、第32条の2</u>、第34条 から第38条まで、第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、第59条の1 6、第59条の17第1項から第5項まで、第99条及び第102条

一 の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

- 第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
 - (5) (6) (略)
- 2 (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老 人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支</u> 障がない場合は、この限りでない。

第149条 第12条、	第13条、第2	22条、第2	8条	、第34条
から第38条まで、第	540条 <u>、第41</u>	. 条、	第59条の11、	第59条の1
6、第59条の17第	第1項から <u>第4項</u>	夏まで、第9	9条並びに第1	0 2 条第 1 項及
び第3項の規定は、指	旨定地域密着型特	肯定施設入居	者生活介護の事	業について準用
する。この場合におい	いて、第34条中	「定期巡回	· 随時対応型介	護看護従業者
			」とある(のは「地域密着
型特定施設従業者」と	:、第59条の1	1第2項中	「この節」とあん	るのは「第7章
第4節」と				
	、第	559条の1	7第1項中「地域	或密着型通所介
護について知見を有す	「る者」とあるの	は「地域密	着型特定施設入	居者生活介護に
ついて知見を有する者	台」と、「6月」	とあるのは	「2月」と読み	替えるものとす
る。				

第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のと おりとする。

- (1) ~(3) (略)
- (4) 栄養士 1以上
- (5) (6) (略)
- 2 (略
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第81号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項にお

$4 \sim 7$ (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、</u> 栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
 - (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。
 -)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員

$9 \sim 12$ (略)

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ

	いて同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型
	指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例
	第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着
	型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場
	合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福
	祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看
	護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
4	~ 7 (略)
8	第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居
	住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援
	専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応
	じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適
	切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
	(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士
	、機能訓練指導員又は介護支援専門員
	(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、
	作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
	(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。
)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
	(4) 介護医療院 栄養士
9	~12 (略)
1	3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス
	等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、
	指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定
	認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サー
	ビス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護
	の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活
	相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福

祉施設の生活相談員、栄養士 又は機能訓練指導員により当該

事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ

とができる。

 $14 \sim 17$ (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

<u>8</u> (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この 場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。) が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テ レビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

 $8 \sim 12$ (略)

13 第2項から<u>第9項</u>までの規定は、<u>第10項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及 び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応 じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持 を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備 し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に

とができる。

 $14 \sim 17$ (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第158条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

 $7 \sim 1.1$ (略)

12 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

| 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に

掲げる業務を行うものとする。

- (1) ~(6) (略)
- (7) <u>第175条第4項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護 老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

2 (略)

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次_____に掲げる 掲げる業務を行うものとする。

- (1) ~(6) (略)
- (7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる指定地域密着型介護 老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなら ない。
 - (1) ~(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第169条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための 研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる 措置を講じなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の</u> 予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) (略)
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止 するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(記録の整備)

- 第176条 (略)
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) <u>前条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての 記録
 - (7) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

- 第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条<u>第3</u> 2条の2、第34条、第36条、第38条<u>第40条の2</u>、第41条、第59条 の11、第59条の17第1項から第5項まで及び第102条
 - の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合にお

措置を講じなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)

$2 \sim 4$ (略)

(記録の整備)

第176条 (略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(5) (略)
- (6) <u>前条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての 記録
- (7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、 助言等の記録

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条______、第34条、第36条、第38条_____、第41条、第59条の17第1項から第4項まで並びに第102条第1項及び第3項の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合にお

いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

- 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のと おりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) (略)

(エ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(5) (略)

2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

- 第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) (略)
- (エ) ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保 すること。

<u>(オ)</u> (略)

イ~エ (略)

- (2) ~(5) (略)
- 2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

<u>10</u> (略)

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次_____に定める職員配置を行わなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
- 3 (略)
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性 的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明 確化等の必要な措置を講じなければならない。

第182条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 (略)

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活 を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、 次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
- (1) ~(3) (略)
- 3 (略)
- 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第3 2条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条 の11、第59条の17第1項から第5項まで、第102条 第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第1 67条まで及び 第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域 密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中 「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に 関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従 業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の 開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援 が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護 認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び 第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と あるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者 」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは 「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5 項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるの は「第189条」と、同条第7号中「第175条第4項」とあるのは「第189 条において準用する第175条第4項」と、第176条第2項第2号中「第15 5条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、 同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第 4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第 4項|とあるのは「第189条において準用する前条第4項|と、同項第7号中 「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第9章 (略)

第1節 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条、第36条、第38条____、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から<u>第4項</u>まで、<u>第102条第1項及び第3項</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで並びに第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と、同項第7号中「次条」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と、同項第7号中「次条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第9章 (略)

第1節 (略)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則<u>第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 (略)

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小 規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模 多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規 模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護 を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をい う。以下同じ。) を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) の提供に当たる者をその利用 者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機 能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小 規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定 するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項に おいて同じ。) の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライ ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテ ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本 体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則<u>第17条の10</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 (略)

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小 規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模 多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規 模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護 を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をい う。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) の提供に当たる者をその利用 者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機 能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小 規模多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所(指定地域密着型介護予防条例 第44条第7項に規定 するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項に おいて同じ。) の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライ ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテ ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本 体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介

護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機 能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の 勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務 に必要な数以上とする。

 $2 \sim 14$ (略)

(主治の医師との関係)

第198条 (略)

2 (略)

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に<u>次条第4項</u>に 規定する看護小規模多機能型居宅介護計画及び<u>同条第9項</u>に規定する看護 小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の 医師との密接な連携を図らなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(9) (略)
 - (10) 次条において準用する<u>第59条の17第3項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条<u>、第32条</u> <u>の2</u>、第34条から第38条まで、第40条<u>から第41条まで</u>、第59条の11、 護事業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機 能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の 勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務 に必要な数以上とする。

 $2 \sim 14$ (略)

(主治の医師との関係)

第198条 (略)

2 (略)

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に<u>第199条第4項</u>に 規定する看護小規模多機能型居宅介護計画及び<u>第199条第9項</u>に規定する看護 小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の 医師との密接な連携を図らなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(9) (略)
- (10) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条 、第34条から第38条まで、第40条、第41条 、第59条の11、

第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、 第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条ま で及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について進 用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する 規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規 模多機能型居宅介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第4 0条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあ るのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並び第59条の1 6 第 2 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅 介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を 有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」 と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及 び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条第1項中「第82条第1 2項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模 多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第106条中「第82条第6項の表の併設施設等の欄」とあるのは「第191条 第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに

第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項

中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中 「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項の表の併設施設等の欄」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附即

$1 \sim 4$ (略)

5 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第130条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

6 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定

附則

$1 \sim 4$ (略)

5 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第130条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

6 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病 床等又は当該診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って指定 地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型 特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは 診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設 の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定 地域密着型特定施設については、第132条の規定にかかわらず、浴室、便所及 び食堂を設けないことができる。

- 7 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。(1)・(2)(略)
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を合和6年3月31日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用

地域密着型特定施設については、第132条の規定にかかわらず、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

- 7 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。(1)・(2)(略)
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用

に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

○ 川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)(第2条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次	目次
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
第5章 雑則 (第91条 <u>・第92条</u>)	第5章 雑則(第91条)
附則	附則
(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 5 (略)	(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略) 2 (略)
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(川口市指定地域密着型サービス	4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者(川口市指定地域密着型サービス

の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号 において同じ。)を12人以下とする。

 $5 \sim 7$ (略)

(設備及び備品等)

第7条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 相談室 <u>遮蔽物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

 $3 \sim 5$ (略)

第2款 (略)

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例 第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下 同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項 において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密 着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をい の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号下において同じ。)を12人以下とする。

 $5 \sim 7$ (略)

(設備及び備品等)

第7条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 相談室 <u>遮へい物</u>の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

 $3 \sim 5$ (略)

第2款 (略)

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例 第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下 同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(第71条第1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項 において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(指定地域密 着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をい

う。次条第1項及び第44条第6項において同じ。) 若しくは指定地域密着型介 護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する 指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項におい て同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第1 0条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者と ともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護」という。) の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指 定介護予防認知症対応型诵所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が 共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6 4条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業 と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通 所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。) の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上と する。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指

う。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設

の利用者、入居者又は入所者と

ともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護」という。) の事業を行う者(以下「共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指 定介護予防認知症対応型诵所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、 当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護の利用者(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が 共用型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6 4条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業 と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通 所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。) の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第 110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上と する。

2 (略)

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指

定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(利用料等の受領)

第22条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、 次_____に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~(5) (略)

4·5 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規 定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)の運営(第44条第7項___________において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等

の職務に従事することができるものと

する。

2 (略)

(利用料等の受領)

第22条 (略)

2 (略

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、 次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~(5) (略)

4·5 (略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規 程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)~(9)(略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この</u> 場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予 防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門 員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第 3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に 対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直し

程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)~(9)(略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる 措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対 <u>応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び</u> 訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

(掲示)

第32条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載 した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

(非常災害対策)

第30条 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を</u> 講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 (略)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその 再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための 対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護 予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための 指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対 応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(地域との連携等)

- 第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項及び次項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合に おいて、利用者又はその家族(以下この項及び第49条第2項において「利用者 等」という。)が当該運営推進会議に参加するときは、指定介護予防認知症対応 型通所介護事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を 得なければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>第1項</u>に規定する報告、評価、 要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければな らない。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項_____において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項</u>に規定する報告、評価、 要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければな らない。

$4 \sim 6$ (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認 知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 前条第3項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	(略)	指定認知症対応型共同生活介護 事業所、指定地域密着型特定福 設、指定地域密着型外语。 社施設、指定介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、指定介護者 養型医療施設(医療法(昭和条 第年法律第205号)第7条病 2項第4号に規定するるの表 2項第4号に規である 3において同じ。 3において同じ。 3に対介護医療院	(略)
(略)			

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介

$3 \sim 5$ (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認 知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存しなければならない。
- (1) ~(5) (略)
- (6) 前条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(従業者の員数等)

第44条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 次の表の設置状況の欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の従業者の欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の併設施設等の欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

項	設置状況	併設施設等	従業者
1	(略)	指定認知症対応型共同生活介護 事業所、指定地域密着型特定福 設、指定地域密着型介護老人 種 養型医療施設 (医療法 (死報 2 3年法律第205号)第養の 2項第4号に規定する療 2項第4号に規定するを 2項第4号に規定するを 2項第4号に規定するを 2項第4号に対いて であるいて る。以下 2、以介護医療院	(略)
((即各)		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

$8 \sim 1.1$ (略)

12 <u>第10項本文</u>の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する研修を修了している者(同号 において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第3項に

 $8 \sim 1.1$ (略)

12 <u>第10項</u>の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、第67条第3号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項に規定する研修を修了している者<u>(第67条第3号</u>において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条 規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は 政令 第3条第1項に規定する者をい う。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症 である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基 準条例第62条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。次項において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この 場合において、利用者等が当該サービス担当者会議に参加するときは、介護支援 専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければ ならない。

(利用料等の受領)

第52条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次_____に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~(6) (略)

4·5 (略)

規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は<u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号)</u>第3条第1項に規定する者をいう。次条、<u>第72条第2項</u>及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準条例第62条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう____。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第52条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~(6) (略)

4·5 (略)

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

2 (略)

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的な運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、市長が新規に代替となるサービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)の間に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。

(1) ~(7) (略)

(8) 次条において準用する第39条第3項の規定による報告、評価、要望、助言

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (9) (略)

(10) (略)

(定員の遵守)

第58条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から5年間保存しなければならない。

(1) ~(7) (略)

(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による報告、評価、要望、助言

等の記録

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第28条の2、第31条から第36条まで及び第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項並びに第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所におい

等の記録

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条_____、第31条から第36条まで及び第37条(第4項を除く。)から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条

中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所におい

て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講ぜられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

$2 \sim 4$ (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計 画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第88条第2号に規定する介護 予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるも のを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利 用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業所における他の職務に従事することができるものとする。

$6 \sim 8$ (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定 居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の 経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当 該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう_____。)を行わせるために必要な数以上とする。

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居

______ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第88条第2号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居

における他の職務に従事することができるものとする。

 $6 \sim 8$ (略)

(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項に規定する研修を修了している者を置くことができる。

10 (略)

11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者)

第72条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 (略)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1<u>以上3以下(サテライト型指定介護予防認知所対応型共</u>同生活介護事業所にあっては、1又は2)とする。

 $2 \sim 8$ (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

9 (略)

10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項 までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第72条 (略)

2 (略)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1<u>又は2</u>

とする。<u>ただし、指定介護予防認知症</u>対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2~8 (略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 • 3 (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指 定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防 サービス

の事業

を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活 住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - (1) ~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上の ために、その研修の機会を確保しなければならない。 (記録の整備)

第85条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 次条において準用する<u>第39条第3項</u>の規定による報告、評価、要望、助言 等の記録

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)から第39条(第6項を除く。)まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 (略)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次の各号のいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (記録の整備)

第85条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(6) (略)
- (7) 次条において準用する<u>第39条第2項</u>の規定による報告、評価、要望、助言 等の記録

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条 第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)から第39条(<u>第5項</u>を除く。)まで、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条

中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 (略)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価 3~5 (略)

(電磁的記録等)

- 第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下 「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又 は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することが できない方法をいう。)により行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

○ 川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第27号)(第3条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次 第1章~第5章 (略) 第6章 雑則 (第36条)	目次 第1章~第5章 (略) 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2~4 (略)
(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供すること	(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第6項</u> で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供すること

ができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付 「ができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付」 したものとみなす。

(1) • (2) (略)

5~8 (略)

(運営規程)

- 第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げ る事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)と して次に掲げる事項を定めるものとする。
 - $(1) \sim (5)$ (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点か ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害される ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合に おいて、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

したものとみなす。

(1) • (2) (略)

5~8 (略)

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げ る事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)と して次に掲げる事項を定めるものとする。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 (略)

2 • 3 (略)

- 第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において <u>感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなら</u> ない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結 果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。 (掲示)

第24条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指 定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第24条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。
 - (1) ~ (9) (略)
 - (9) の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が当該サービス担当者会議に参加するときは、担当職員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

(10)~(28) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) \sim (28) (略)

○ 川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第60号)(第4条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略)
(運営規程) 第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ~(6) (略) (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (略) (非常災害対策) 第8条 (略)	 (運営規程) 第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ~(6) (略) (7) (略) (非常災害対策) 第8条 (略)
2 (略) 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 4 (略) (記録の整備) 第9条 (略) 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) ~(4) (略)	2 (略) (略) (記録の整備) 第9条 (略) 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) ~(4) (略)

(5) <u>第29条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

 $2 \sim 1.1$ (略)

- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員
- (2) ~(5) (略)

(処遇の方針)

第16条 (略)

 $2\sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

(施設長の青務)

第21条 (略)

- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から 第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (生活相談員の責務)
- 第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 第29条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(5) <u>第29条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

 $2 \sim 1.1$ (略)

- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 養護老人ホーム 栄養士 又は調理員、事務員その他の職員
- $(2) \sim (5)$ (略)

(処遇の方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(施設長の青務)

第21条 (略)

- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から 第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (生活相談員の責務)
- 第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

2 · 3 (略)

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第23条の2 養護老人ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、 入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従 い必要な措置を講じなければならない。
- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 (略)

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止

2 · 3 (略)

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第24条 (略)

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

のための訓練を定期的に実施すること。

(4) (略)

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

- 第30条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ る措置を講じなければならない。
 - (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (電磁的記録等)
- 第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもの のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載され た紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、 又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - $(1) \sim (3)$ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

○ 川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第61号)(第5条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次 第1章 (略) 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第2条— <u>第31条の2</u>) 第3章~第5章 (略) 第6章 雑則 (第53条)	目次 第1章 (略) 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第2条 <u>第31条</u> 第3章~第5章 (略) <u>附則</u> (基本方針) 第2条 (略) 2~4 (略)
(職員の専従) 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	(職員の専従) 第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同

じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第4

(運営規程)

- 第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~ (7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) (略)

(非常災害対策)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 (略)

(記録の整備)

第9条 (略)

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(4) (略)
 - (5) <u>第31条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

9条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームを付設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~ (7) (略)
 - (8) (略)

(非常災害対策)

第8条 (略)

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第9条 (略)

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(4) (略)
- (5) <u>第31条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(処遇の方針)

第15条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

8 (略)

(施設長の責務)

第23条 (略)

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から 第31条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

- 3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、

(処遇の方針)

第15条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第23条 (略)

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から 第31条 までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第26条 (略)

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及 び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延</u> の防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - (4) (略)
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第31条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

- 第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。
 - (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の

(衛生管理等)

第26条 (略)

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第31条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

防止のための研修を定期的に実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(基本方針)

第33条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。

(運営規程)

- 第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(設備の基準)

第35条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) ・(エ) (略)

(基本方針)

第33条 (略)

2 (略)

(運営規程)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~(8) (略)

(9) (略)

(設備の基準)

第35条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、 おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) ・(エ) (略)
- (オ) ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保 すること。

(t) $\sim (t)$ (略)

イ~エ (略)

(2) ~(4) (略)

5 • 6 (略)

(サービスの取扱方針)

第36条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

<u>10</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第40条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業 務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防 止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、 第18条、第20条から第23条まで、第24条の2及び第26条から<u>第31条</u> <u>の2</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合 において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7 項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用す $(h) \sim (1)$ (略)

イ~エ (略)

(2) ~(4) (略)

5 · 6 (略

(サービスの取扱方針)

第36条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9___(略)

(勤務体制の確保等)

第40条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修 の機会を確保しなければならない。

(準用)

第42条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、 第18条、第20条から第23条まで<u>及び第26条</u> から<u>第31条</u> までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第42条において準用す る第29条第2項」と、同項第5号中「<u>第31条第4項</u>」とあるのは「第42条において準用する<u>第31条第4項</u>」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第31条の2</u>まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から<u>前条</u>まで<u>、第24</u>条の2及び第26条から第31条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1) ~(7) (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) ~(5) (略)

 $10 \sim 15$ (略)

(地域との連携等)

第47条 (略)

2 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合に おいて、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が当 該運営推進会議に参加するときは、地域密着型特別養護老人ホームは、テレビ電 る第29条第2項」と、同項第5号中「<u>第31条第3項</u>」とあるのは「第42条において準用する<u>第31条第3項</u>」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第31条</u>まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに第42条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から<u>第22条</u>まで<u>及び第26条</u>から<u>第31条</u>まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) ~(7) (略)

 $2 \sim 8$ (略)

- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士 、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

 $(2) \sim (5)$ (略)

 $10 \sim 15$ (略)

(地域との連携等)

第47条 (略)

話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

<u>3</u> 地域密着型特別養護老人ホームは、<u>第1項</u>に規定する報告、評価、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

4·5 (略)

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで、第31条及び第31条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第48条において準用する<u>第31条第4項</u>」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第31条の2まで</u>」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から<u>前条まで、次条</u>から第29条まで、第31条及び第31条の2」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第50条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) ・(エ) (略)

2 地域密着型特別養護老人ホームは、<u>前項</u>に規定する報告、評価、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 • 4 (略)

(準用)

第48条 第2条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条 の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条において準用する第15条第5項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第48条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第48条において準用する<u>第31条第3項</u>」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から<u>第31条まで</u>」とあるのは「第46条及び第47条並びに第48条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17条から<u>第22条まで、第24条</u>から第29条まで<u>及び第31条</u>」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第50条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) ・(エ) (略)
- (オ) ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第4項」とあるのは「第52条において準用する第31条第4項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条の2まで」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から前条まで、第24条の2、第26条から第29条まで、第31条、第31条の2、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ

すること。 (カ) \sim (コ) (略) イ〜エ (略) (2) \sim (4) (略) $5\sim7$ (略)

(準用)

第52条 第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条 から第29条まで、第31条 条第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第52条において準用する第36条第7項」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第52条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第31条第3項」とあるのは「第52条において準用する第31条第3項」と、第23条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第31条まで 」とあるのは「第51条並びに第52条において準用する第8条、第9条、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第22条まで、第26条 から第29条まで、第31条 から第29条まで、第31条 から第29条まで、第31条 から第29条まで、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第47条」と読み替えるものとする。

- る情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。
- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

$1 \sim 5$ (略)

- 6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた介護保険法施行令 第4条第2項に規定する病 床に係るものに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。) 又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日 までの 間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(法第20条の6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。) その他の要介護者、要支援者そ の他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) を行って 特別養護老人ホームを開設する場合(施行日前に当該転換を行って特別養護老人 ホームを開設した場合を含む。) において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室 については、第10条第4項第9号ア及び第44条第4項第9号アの規定にかか わらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能 訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事 の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障が ない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものと する。
- 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って特別養護老人ホームを開設する場合(施行日前に当該転換

附則

$1 \sim 5$ (略)

- 6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病 床に係るものに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。) 又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの 間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(法第20条の6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者そ の他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って 特別養護老人ホームを開設する場合(施行日前に当該転換を行って特別養護老人 ホームを開設した場合を含む。) において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室 については、第10条第4項第9号ア及び第44条第4項第9号アの規定にかか わらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能 訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事 の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障が ない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものと する。
- 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って特別養護老人ホームを開設する場合(施行日前に当該転換

を行って特別養護老人ホームを開設した場合を含む。)において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第10条第4項第9号ア及び第44条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。(1)・(2)(略)

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って特別養護老人ホームを開設する場合(施行目前に当該転換を行って特別養護老人ホームを開設した場合を含む。)において、第10条第6項第1号、第35条第6項第1号、第44条第6項第1号及び第50条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

 $9 \sim 1.1$ (略)

を行って特別養護老人ホームを開設した場合を含む。)において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第10条第4項第9号ア及び第44条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。(1)・(2)(略)

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って特別養護老人ホームを開設する場合(施行目前に当該転換を行って特別養護老人ホームを開設した場合を含む。)において、第10条第6項第1号、第35条第6項第1号、第44条第6項第1号及び第50条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

 $9 \sim 1.1$ (略)

○ 川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第62号)(第6条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次 第1章 (略) 第2章 設備及び運営に関する基準(第3条 <u>第33条の2</u>) 第3章 (略) 第4章 雑則(第40条) <u>附則</u>	目次 第1章 (略) 第2章 設備及び運営に関する基準(第3条 <u>第33条</u>) 第3章 (略) <u>附則</u>
(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略)
(運営規程) 第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)~(6) (略) (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) (略) (非常災害対策) 第8条 (略) 2 (略) 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が	(運営規程) 第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)~(6)(略) (7)(略) (非常災害対策) 第8条 (略) 2 (略)

得られるよう連携に努めなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第9条 (略)

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(4) (略)
- (5) <u>第33条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(サービス提供の方針)

第17条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

(施設長の責務)

第22条 (略)

- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から 第33条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (生活相談員の責務)
- 第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、 適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 (1)・(2)(略)
 - (3) 第33条第4項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。
- 2 (略)

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第9条 (略)

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(4) (略)
- (5) <u>第33条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(サービス提供の方針)

第17条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(施設長の青務)

第22条 (略)

- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から 第33条 までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (生活相談員の責務)
- 第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、 適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 (1)・(2)(略)
 - (3) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。
- 2 (略)

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

- 3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための 方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害が発生した場合において、 入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

(衛牛管理等)

第26条 (略)

- 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防</u>止のための訓練を定期的に実施すること。
 - (4) (略)
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し なければならない。

(衛生管理等)

第26条 (略)

- 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(掲示)

- 第28条 軽費老人ホームは、____軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

- 第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第39条 第3条から第9条まで及び第12条から<u>第33条の2</u>までの規定は、都 市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号 (掲示)

第28条 軽費老人ホームは、<u>当該</u>軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の 概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所申込者のサービス の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(準用)

第39条 第3条から第9条まで及び第12条から<u>第33条</u>までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号

中「第17条第4項」とあるのは「第39条において準用する第17条第4項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第4項」とあるのは「第39条において準用する第33条第4項」と、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条の2まで」とあるのは「第38条並びに第39条において準用する第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条の2まで」と、第23条第1項第2号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第3号中「第33条第4項」とあるのは「第39条において準用する第33条第4項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

- 第40条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これら に類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行う ことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によ っては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

中「第17条第4項」とあるのは「第39条において準用する第17条第4項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第5号中「第33条第3項」とあるのは「第39条において準用する第33条第3項」と、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条 まで」とあるのは「第38条並びに第39条において準用する第7条から第9条まで、第12条から第21条まで及び第23条から第33条 まで」と、第23条第1項第2号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第3号中「第33条第3項」とあるのは「第39条において準用する第33条第3項」と読み替えるものとする。

○ 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第79号)(第7条関係)

めの関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定に

よる改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防

訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。) に係る法第115の4

(下線の部分は改正部分)

めの関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条 に

よる改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防

訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る法第115の4

改 ΤĒ 現 行 目次 目次 第1章~第13章 (略) 第1章~第13章 (略) 第14章 雑則(第259条) 附則 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) (指定居宅サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略) 第3条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講 じなければならない。 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 5 • 6 (略) 3 • 4 (略) (訪問介護員等の員数) (訪問介護員等の員数) 第5条 (略) 第5条 (略) 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のう 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のう ち、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規 ち、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規 定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するた 定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するた

5の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

 $3 \sim 6$ (略)

(運営規程)

- 第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第31条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
 - (業務継続計画の策定等)
- 第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知する

5の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

 $3 \sim 6$ (略)

(運営規程)

第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第31条 (略)

2 · 3 (略)

とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第32条 (略)

2 (略)

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

(掲示)

第33条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第38条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

(衛牛管理等)

第32条 (略)

2 (略)

(掲示)

第33条 (略)

(地域との連携)

第38条 (略)

- 第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を 図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第46条 第3条(第6項を除く。)、第1節及び第4節(第15条、第20条第 1項、第25条、第30条並びに第37条第5項及び第6項を除く。)の規定は、 基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中 「第29条」とあるのは「第46条において準用する第29条」と、第19条第 1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者 に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第2 0条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」 とあるのは「基準該当訪問介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「 前項」と、第23条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条において準用 する次条第1項」と、第24条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第42条 第2項」と、「第28条」とあるのは「第46条において準用する第28条」と、 第41条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第46条において準用 する第19条第2項」と、同項第3号中「第26条」とあるのは「第46条にお いて準用する第26条」と、同項第4号中「第37条第2項」とあるのは「第4 6条において準用する第37条第2項」と、同項第5号中「第39条第2項」と あるのは「第46条において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

(準用)

第46条 第3条(第4項を除く。)、第1節及び第4節(第15条、第20条第 1項、第25条、第30条並びに第37条第5項及び第6項を除く。)の規定は、 基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中 「第29条」とあるのは「第46条において進用する第29条」と、第19条第 1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者 に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第2 0条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」 とあるのは「基準該当訪問介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「 前項」と、第23条第1号中「次条第1項」とあるのは「第46条において準用 する次条第1項」と、第24条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第42条 第2項」と、「第28条」とあるのは「第46条において準用する第28条」と、 第41条第2項第2号中「第19条第2項」とあるのは「第46条において準用 する第19条第2項」と、同項第3号中「第26条」とあるのは「第46条にお いて準用する第26条」と、同項第4号中「第37条第2項」とあるのは「第4 6条において準用する第37条第2項」と、同項第5号中「第39条第2項」と あるのは「第46条において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第56条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

- 第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護 を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務 の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入 浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければ ならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介 護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護 支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類 する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必 要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第58条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、<u>第31条の2</u>から第3 5条まで及び第36条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第32条第2項中「 第56条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ~(7) (略)

(8) (略)

(準用)

第58条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、<u>第31条</u>から第3 5条まで及び第36条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と、第32条第2項中「 設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び 備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第3条(第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第 19条まで、第21条、第26条、第31条の2から第35条まで、第36条、 第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第47条 及び前節(第51条第1項及び第58条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴 介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員 等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者」と、第8条第1 項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第62条において準用する第 56条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指 定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受け る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領 サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、 第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用い る浴槽その他の設備及び備品等」と、第51条第2項中「法定代理受領サービス に該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条 第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第57条第2項中「次条」とあるの は「第62条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第76条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言

設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び 備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第3条(第4項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から第 19条まで、第21条、第26条、第31条 から第35条まで、第36条、 第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第47条 及び前節(第51条第1項及び第58条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴 介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員 等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者」と、第8条第1 項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第62条において準用する第 56条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指 定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受け る居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領 サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、 第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用い る浴槽その他の設備及び備品等」と、第51条第2項中「法定代理受領サービス に該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条 第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第57条第2項中「次条」とあるの は「第62条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第76条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)

<u>(7)</u> (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言

語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによる。

- (1) ~(5) (略)
- (6) リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 この場合において、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が当該リハビリテーション会議に参加するときは、指定訪問リハビリテーション事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

(運営規程)

- 第86条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 (略)

- 2 薬剤師_______の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
 - (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。
 - (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合

語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによる。

(1) ~(5) (略)

(運営規程)

- 第86条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 (略)

- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。
- (1) ~(3) (略)

については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

(7) (略)

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げる ところによる。
 - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように 指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、 速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 (運営規程)
- 第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- <u>(7)</u> (略)

(運営規程)

- 第106条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(9) (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) (略)

(4) (略)

(運営規程)

- 第95条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - (1) ~(5) (略)
 - <u>(6)</u> (略)

(運営規程)

- 第106条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(9) (略)
 - (10) (略)

(勤務体制の確保等)

第107条 (略)

2 (略)

- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されるこ とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第109条 (略)

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第110条 (略)

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
 - (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(勤務体制の確保等)

第107条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第109条 (略)

(衛生管理等)

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又 はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民 又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなけれ ばならない。
- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護 に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行 う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第113条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、 第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条の2、 第40条及び第55条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場 合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、 第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第106条に規定 する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第113条の3 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、<u>第31条の2、</u>第33条から第35条まで、第36条<u>第37条、第39条の2</u>、第40条、第55条、第98条、第100条、第101条第4項から第8項まで及び前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第113条の3において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条<u>第31条の2第2項及び第39条の2第1項</u>中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、<u>第33条第1項中</u>「運営規程」とあるのは「第113条の3

(準用)

第113条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条 _____、第33条から第35条まで、第36条<u>から第38条まで</u> 第40条及び第55条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第106条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護 員等 | とあるのは「共生型通所介護従業者 | と、第101条第4項中「前項ただ し書の場合において、指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「 共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備」と、同条第6項中「第4 項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第4項」と、同条 第7項中「第3項ただし書の場合において、指定通所介護事業者(当該指定通所 介護事業者」とあるのは「共牛型通所介護事業者(当該共牛型通所介護事業者」 と、「第1項に規定する設備又は同項に規定する設備」とあるのは「共生型通所 介護事業所の設備又は当該設備」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第11 3条の3において読み替えて準用する前項」と、第104条第2号、第105条 第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項中「通所介護従業 者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第4項中「第101条 第4項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第101条第 4項|と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは 「第113条の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第113条の 3において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第117条 第3条 (第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条 (第5項及び第6項を除く。)、<u>第39条の2</u>、第40条、第55条、第98条及び第4節 (第102条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第114条第1項に規定する従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第117条において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当

において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護 員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただ し書の場合において、指定诵所介護事業者が第1項に掲げる設備」とあるのは「 共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備」と、同条第6項中「第4 項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第4項」と、同条 第7項中「第3項ただし書の場合において、指定通所介護事業者(当該指定通所 介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者(当該共生型通所介護事業者」 と、「第1項に規定する設備又は同項に規定する設備」とあるのは「共生型通所 介護事業所の設備又は当該設備」と、同条第8項中「前項」とあるのは「第11 3条の3において読み替えて準用する前項」と、第104条第2号、第105条 第5項及び第107条第3項 中「通所介護従業 者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第4項中「第101条 第4項」とあるのは「第113条の3において読み替えて準用する第101条第 4項|と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは 「第113条の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第113条の 3において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第117条 第3条 (第4項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条、第17条、第19条、第21条、第26条、第27条_____、第33条から第35条まで、第36条、第37条 (第5項及び第6項を除く。)、<u>第38条</u>__、第40条、第55条、第98条及び第4節 (第102条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第114条第1項に規定する従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第117条において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第19条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当

しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第1項中「次条第1項」とあるのは「第117条において準用する次条第1項」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第117条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第117条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第125条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(衛生管理等)

第126条 (略)

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該<u>指定通所リハビリテーション事業</u> <u>所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>、次に掲げる措置を講じな</u> ければ ならない。
 - (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第1項中「次条第1項」とあるのは「第117条において準用する次条第1項」と、第112条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第117条」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第117条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第125条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて おかなければならない。

(1) ~(8) (略)

(9) (略)

(衛生管理等)

第126条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所

__において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければ</u>ならない。

(準用)

第128条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第68条、第102条及び第107条から第109条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 第1項第2号の生活相談員<u>のうち1人以上及び</u>同項第3号の介護職員<u>又は看護職員のうち1人以上</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員並びに介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しない場合に おいて、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問 看護ステーション (併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護 老人ホーム等 (以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との 密接な連携により看護職員を確保するものとする。

<u>7</u> (略)

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第94条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第128条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条_____、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第68条、第102条及び第107条から第109条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第107条第3項______中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 第1項第2号の生活相談員並びに 同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない

6 (略

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第94条第1項から<u>第6項</u>までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第133条 (略)

2 • 3 (略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び 併設本体施設

5~8 (略)

(運営規程)

- 第146条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、第3号に掲げる事項を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(非常災害対策)

第148条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

(準用)

第151条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第38条(第2項を除く。)から第40条まで、第55条、第107条及び第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい

(設備及び備品等)

第133条 (略)

2·3 (略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び 当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本 体施設」という。) の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用 者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該 併設本体施設の同項各号に掲げる設備(居室を除く。) を指定短期入所生活介護 の事業の用に供することができるものとする。

5~8 (略)

(運営規程)

第146条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第130条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、第3号に掲げる事項を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。(1)~(8)(略)

(9) (略)

(非常災害対策)

第148条 (略)

2 (略)

(準用)

て、<u>第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中</u>「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項<u>及び第4項</u>並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第154条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

- (ア) (略)
- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を附第120条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防知期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第163条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) (略)

て、第33条中 「訪問介語

具等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項 中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従

業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第154条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防知期入所生活介護の事業を加ら。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護では、当該事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護ではユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第163条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) (略)
- (エ) ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保

(エ) (略)

イ~エ (略)

(2) (略)

7 · 8 (略)

(運営規程)

- 第161条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあっては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(9) (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第162条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の 向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、</u> 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定す る者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に 係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

<u>すること。</u>

(オ) (略)

イ~エ (略)

(2) (略)

7 • 8 (略)

(運営規程)

- 第161条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第130条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあっては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第162条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第164条 第134条、第135条、第138条、第141条から第143条まで、第145条、第148条から第150条まで及び第151条(第107条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第161条」と、第150条第2項第2号中「次条」とあるのは「第164条において準用する<u>次条」</u>と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第157条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条において準用する<u>次条」</u>と読み替えるものとする。

(準用)

第164条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第2 1条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37 条、第38条(第2項を除く。)から第40条まで、第55条、第107条、第 110条、第129条、第131条及び第4節(第151条を除く。)の規定は、 共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条 の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当 たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第33条 第1項中「運営規程」とあるのは「第164条の3において準用する第146条 に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短 期入所生活介護従業者」と、第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは 「共生型短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項及び第4項並びに第1 10条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者 」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第164条の3において 準用する第146条」と、同項、第137条第3項、第138条第1項及び第1 45条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業 者」と、第150条第2項第2号中「次条」とあるのは「第164条の3」と、 同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第164条の3において準用す る第137条第5項」と、同項第4号から第6号の規定中「次条」とあるのは「 第164条の3」と読み替えるものとする。

第164条 第134条、第135条、第138条、第141条から第143条まで、第145条、第148条から第150条まで及び第151条(第107条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第161条」と、第150条第2項第2号中「次条」とあるのは「第161条」と、第151条」と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第157条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条において準用する第151条」と読み替えるものとする。

(進用)

(+-)11)	
第164条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、	第 2
1条、第26条、第33条から第35条まで、第36条	
から第40条まで、第55条、第107条、	、第
110条、第129条、第131条及び第4節(第151条を除く。)の規模	定は
共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第3:	3条
中	
「運営規程」とあるのは「第164条の3において準用する第140	6条
に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「 <u>共生を</u>	型短
期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者	者」
という。) と、第107条第3項」と、第107条第3項	
」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第164条の3におい	ハて
準用する第146条」と、同項、第137条第3項、第138条第1項及び第	第 1
45条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護行	洋業
者」と、第150条第2項第2号中「次条」とあるのは「第164条の3」	と、
同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第164条の3において準度	用す
る第137条第5項」と、同項第4号から第6号の規定中「次条」とあるのに	は「

第164条の3」と読み替えるものとする。

(準用)

第171条 第3条(第6項を除く。)、第9条から第13条まで、第16条、第 19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第3 6条、第37条(第5項及び第6項を除く。)、第38条(第2項を除く。)か ら第40条まで、第55条、第107条、第110条、第129条及び第4節(第136条第1項及び第151条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介 護の事業について準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該 指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受 ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理受 領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護 」と、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介 護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第107条第3項及び第4 項並びに第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護 従業者」と、第134条中「第146条」とあるのは「第171条において準用 する第146条」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない 指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3 項中「前2項」とあるのは「前項」と、第142条中「医師及び看護職員」とあ るのは「看護職員」と、第147条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」 と、第150条第2項第2号中「次条」とあるのは「第171条」と、同項第3 号中「第137条第5項」とあるのは「第171条において準用する第137条 第5項|と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171 条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第184条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(8)</u> (略)

(準用)

中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第134条中「第146条」とあるのは「第171条において準用する第146条」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第142条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第147条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第150条第2項第2号中「次条」とあるのは「第171条」と、同項第3号中「第137条第5項」とあるのは「第171条において準用する第137条第5項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第184条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - <u>(7)</u> (略)

(準用)

第187条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条、第37条、第38条 (第2項を除く。) から第40条まで、第55条、第107条、第126条、第134条、第135条第2項、第148条及び第149条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第126条第2項中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第146条」とあるのは「第184条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条 (略)

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

- 第196条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(準用)

第 1	8	7	条	第	9	条カ	36	第	1	3 🕏	をま	で		第	1	5 🕏	条、	第	1	6	条、	. j	育 1	9	条		第 2	1	条.
第	\hat{i} 2	6	条_						,	第:	3 3	条		第	3	4 🕏	条、	第	3	6	条_								
_							_カ>	ら	第	4 () 条	ま	で		第	5	5 条	₹,	第	1	O	7 <i>∮</i>	を、	第	£ 1	2	6 弅	₹, ;	第
1	3	4	条、	第	1	3 5	条	第	2	項、	第	\bar{i} 1	4	8	条	及(び第	§ 1	4	9	条(のま	見気	ĔΝ	t,	指	定短	期	入
所	療	養	介詞	蒦の	事	業に	(つ	V	て	準月	月す	-る	0	۲	<i>の</i> :	場で	合に	お	()	て	. 1	第:	3 3	3 条	中				
																Γ	訪問	介	護	員	等.	(とま	うる	0	は	「短	期	入
所	療	養	介詞	蒦従	業	者」	لح	,	第	1 (7 7	条	第	3	項_					中	Γ϶	通月	听了	護	従	業	者」	کے	あ
る	0	は	Г	豆期	入	所援	養	介	護	従氵	美者	<u>.</u>	と		第	1	3 4	条	第	1	項								
																													中
[第	1	4 (6条	1	上お	っろ	\mathcal{O}	は	Γá	弃 1	8	4	条	ı	بالم		「短	期	入	所	生 }	舌イ	卜謹	泛	業	者」	上	あ

るのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第190条 (略)

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第156条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第158条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

- 第196条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第197条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第199条 第175条、第178条から第180条まで、第186条及び第187条(第107条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第186条第2項第2号中「次条」とあるのは「第199条において準用する<u>次条」と、同項第3号中「第177条第5項」とあるのは「第192条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第199条において準用する<u>次条」と、第187条中「第184条」とあるのは「第196条」と読み替えるものとする。</u></u>

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第208条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

8 (略)

(勤務体制の確保等)

第197条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第199条 第175条、第178条から第180条まで、第186条及び第187条(第107条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第186条第2項第2号中「次条」とあるのは「第199条において準用する<u>第187条」</u>と、同項第3号中「第177条第5項」とあるのは「第192条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第199条において準用する<u>第187条</u>」と、第187条中「第184条」とあるのは「第196条」と読み替えるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第208条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(運営規程)

- 第214条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第215条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の 提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。

(準用)

第219条 第11条、第12条、第21条、第26条<u>第31条の2</u>、第33条から第35条まで、第36条<u>第37条、第39条</u>から第40条まで、第54条、第55条、第110条、第141条及び第148条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第31条の2第2項、第33条第1項及び第39条の2第1項中</u>「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と

(運営規程)

第214条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ~(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第215条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、 その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第222条 (略)

2 • 3 (略)

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定 特定施設の従業者(外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 • 6 (略)

(運営規程)

- 第227条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) <u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</u>の内容及び利用料その他の 費用の額
 - (5) ~ (9) (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第230条 第11条、第12条、第21条、第26条<u>第31条の2</u>、第33条から第35条まで、第36条<u>第37条、第39条</u>から第40条まで、第54条、第55条、第110条、第148条、第205条から第209条まで、第212条、第213条及び第215条から第217条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項及び第2項並びに第35条中

ものとする。

(従業者の員数)

第222条 (略)

2 · 3 (略)

4 <u>外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者</u>は、常に1以上の指定 特定施設の従業者(外部サービス利用型特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 • 6 (略)

(運営規程)

- 第227条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) <u>外部サービス利用型特定施設入居者生活介護</u>の内容及び利用料その他の 費用の額
 - (5) ~(9) (略)

(10) (略)

(準用)

ービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項及び第2項並びに第35条中

「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第110条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項及び第215条(第4項を除く。)中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第209条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と

る。

(運営規程)

- 第239条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(7)</u> (略)

(衛生管理等)

第242条 (略)

 $2\sim5$ (略)

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結 果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
 - (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第206条第2項

中「指定特定施設入

居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と、第209条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第215条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第239条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規 程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - <u>(6)</u> (略)

(衛生管理等)

第242条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (掲示及び目録の備付け)
- 第243条 指定福祉用具貸与事業者は、<u>指定福祉用具貸与事業所</u>の見やすい場所 に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指 定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第245条 第8条から第19条まで、第21条、第26条、第31条の2、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条並びに第107条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第247条 第3条 (<u>第6項</u>を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から 第19条まで、第21条、第26条<u>第31条の2</u>、第34条、第35条、第3 6条、第37条 (第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第 (掲示及び目録の備付け)

第243条 指定福祉用具貸与事業者は、<u>事業所</u>の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しなければならない。

2 (略)

(準用)

第245条 第8条から第19条まで、第21条、第26条______、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条並びに第107条第1項及び第2項 の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と 第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と

(準用)

第247条 第3条 (<u>第4項</u>を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から 第19条まで、第21条、第26条_____、第34条、第35条、第3 6条、第37条 (第5項及び第6項を除く。)、第38条から第40条まで、第

読み替えるものとする。

55条、第107条第1項、第2項及び第4項、第231条、第233条、第2 34条並びに前節(第235条第1項及び第245条を除く。)の規定は、基準 該当福祉用具貸与の事業について進用する。この場合において、第8条第1項中 「第29条」とあるのは「第247条において準用する第239条」と、「訪問 介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以 下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目 | と、第14条第2項中「適切な指導| とあるのは「適切な相談又は助言」と、 第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者 」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問 介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅 介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、 第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基 準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第31条の2 第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相 談員」と、第107条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条 第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第234条 第1項中「第242条第3項」とあるのは「第247条において準用する第24 2条第3項」と、第235条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定 福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項 」とあるのは「前項」と、第237条第1号中「次条第1項」とあるのは「第2 47条において準用する次条第1項」と、第244条第2項第2号中「第242 条第4項」とあるのは「第247条において準用する第242条第4項」と、同 項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第247条」と読み替え るものとする。

(準用)

第258条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条<u>、第31条の2</u>、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第55条、第107条第1項<u>、第2項及び第4項</u>、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準

55条、第107条第1項及び第2項 、第231条、第233条、第234条並びに前節(第235条第1項及び第245条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第247条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第107条第2項

、第234条 第1項中「第242条第3項」とあるのは「第247条において準用する第24 2条第3項」と、第235条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定 福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項 」とあるのは「前項」と、第237条第1号中「次条第1項」とあるのは「第2 47条において準用する次条第1項」と、第244条第2項第2号中「第242 条第4項」とあるのは「第247条において準用する第242条第4項」と、同 項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第247条」と読み替え るものとする。

中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と

(準用)

第258条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第26条 _____、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第5 5条、第107条第1項及び第2項 41条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準 用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第258条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第236条第2項中「通前介護従業者」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第240条第1項、第241条及び第243条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第259条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条第1項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第113条、第113条の3、第117条、第128条、第151条(第164条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第187条(第199条において準用する場合を含む。)、第219条、第230条、第245条、第247条及び前条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記

用する。この場合において、第8条第1項中「第29条」とあるのは「第258条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第</u>32条中

「訪問介護員等」とあるのは「従業者」

と、第107条第2項

中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と

______、第236条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第239条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第240条第1項、第241条及び第243条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

<u>録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行</u> うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

$1 \sim 5$ (略)

6 この条例の施行の際現に存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。附則第9項において同じ。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。附則第9項において同じ。)又は老人短期入所施設(同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。附則第9項において同じ。)であって、施行日の前日において県条例附則第2条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等基準附則第3条の規定の適用を受けていたもの(施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第133条第6項第1号ア及びイ、第2号(必要な広さ並びに食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)並びに第7項の規定は、適用しない。

$7 \sim 1.7$ (略)

18 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次項において同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第20項及び第23項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定

附則

$1 \sim 5$ (略)

6 この条例の施行の際現に存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条_____による改正前の老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。附則第9項において同じ。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。附則第9項において同じ。)又は老人短期入所施設(同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。附則第9項において同じ。)であって、施行日の前日において県条例附則第2条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等基準附則第3条の規定の適用を受けていたもの(施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第133条第6項第1号ア及びイ、第2号(必要な広さ並びに食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)並びに第7項の規定は、適用しない。

$7 \sim 1.7$ (略)

18 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次項において同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第20項及び第23項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定

特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される 指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成 担当者の員数の基準は、第201条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

19 (略)

20 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設については、第203条第3項及び第224条第3項の規定にかかわらず、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

21・22 (略)

23 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第222条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

24・25 (略)

特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される 指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成 担当者の員数の基準は、第201条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

19 (略)

20 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設については、第203条第3項及び第224条第3項の規定にかかわらず、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

21・22 (略)

23 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第222条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

24・25 (略)

○ 川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第80号)(第8条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現行
目次	目次
第1章~第4章 (略)	第1章~第4章 (略)
<u>第5章 雑則(第34条)</u>	<u>附則</u>
<u>附則</u>	
(基本方針)	(基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要	
な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講	
<u>じなければならない。</u>	
6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第	
118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、	
適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
	<u>5</u> (略)
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじ	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじ
め、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。	め、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。
以下同じ。)が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成される	以下同じ。)が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成される
ものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めるこ	ものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めるこ
とができること、当該説明を行う日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所に	とができること
おいて作成された居宅サービス計画の総数に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与	

及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれ ぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同日前6月以内に当該 指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた 訪問介護等がそれぞれ提供された回数に同一の指定居宅サービス事業者又は指定 地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サ ービス事業者をいう。)によって提供されたものの回数が占める割合等につき説 明を行い、理解を得なければならない。

3~8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定 する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。
 - (1) ~ (9) (略)
 - (9) の2 サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が当該サービス担当者会議に参加するときは、介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。

(10)~(18) (略)

- (18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の

	等につき説
明を行い、理解を得なければならない。	

3~8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。
 - (1) ~ (9) (略)

(10)~(18) (略)

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号

_______)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、市町村からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

 $(19) \sim (27)$ (略)

(運営規程)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を 定めるものとする。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合に おいて、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周

(19) \sim (27) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を 定めるものとする。

(1) ~(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (掲示)

第25条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指 定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(掲示)

第25条 (略)

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

○ 川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第81号)(第9条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次	目次
第1章~第5章 (略)	第1章~第5章 (略)
第6章 雑則(第55条) 附則	<u>附則</u>
<u>阿如</u>	
(基本方針)	(基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な	
体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ	
なければならない。	
5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、	
法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用	
し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 6 (略)	4 (略)
第2章 (略)	$\left \begin{array}{cc} \underline{4} & (\mathbf{B}) \\ & \hat{\mathbf{g}} \ 2 \ \hat{\mathbf{e}} \end{array} \right $ (略)
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとす	
る。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他	る。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他
の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介	の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介
護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の	
処遇に支障がないときは、第4号の栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないことができ	処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができ
ప .	る。
(1) ~(3) (略)	$(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
- (5) (6) (略)

2 · 3 (略)

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この</u>限りでない。

 $5 \sim 9$ (略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第15条 (略)

- (4) 栄養士 1以上
- (5) (6) (略)

2 • 3 (略

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第178条に規定するユニット型指定地域密着型サービス基準条例」という。)第178条に規定するユニット型指定地域密着型サービス基準条例」という。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

 $5 \sim 9$ (略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準条例

第151条第4項に規定するサ

テライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第15条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

8 (略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この 場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。) が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

 $8 \sim 12$ (略)

<u>13</u> 第2項から<u>第9項</u>までの規定は、<u>第10項</u>に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を 計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立 した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者 の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) <u>第40条第4項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

 $7 \sim 1.1$ (略)

12 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設サービス計画の変 更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) <u>第40条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に 関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動 であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害さ れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

(運営規程)

第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に 関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ~(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第31条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の 参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第32条 (略)

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略)
 - (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染 症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びま</u> ん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) (略)

3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第34条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定 介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、

第31条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

第32条 (略)

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略)
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第34条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員 会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者 に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならな い。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) <u>第40条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第44条 (略)

2 (略)

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに 当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要 な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 (略)

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(5) (略)
- (6) <u>第40条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第44条 (略)

2 (略)

第2節 (略)

第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) (略)

(エ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(5) (略)

2 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

10 (略)

(運営規程)

- 第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(10)</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2 • 3 (略)

(1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

- (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) (略)
- (エ) ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、入居者同士の視線の遮断を確保 すること。

(オ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(5) (略)

2 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9___(略)

(運営規程)

- 第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)

<u>(9)</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業 環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ ばならない。

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、同条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類 するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

 $1 \sim 4$ (略)

5 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた政令 第4条第2項に規定する病 床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。) 又は療養病床 を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日 までの 間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第2 0条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。) その他の要介護者、要 支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って指 定介護老人福祉施設を開設した場合を含む。)において、当該転換に係る食堂及 び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、 1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平 方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓 練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保す 附則

$1 \sim 4$ (略)

5 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合(施行目前に当該転換を行って指定介護老人福祉施設を開設した場合を含む。)において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保す

ることができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って指定介護老人福祉施設を開設した場合を含む。)において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って指定介護老人福祉施設を開設した場合を含む。)において、第5条第1項第8号及び第45条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

 $8 \sim 10$ (略)

(1) • (2) (略)

ることができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って指定介護老人福祉施設を開設した場合を含む。)において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
 - (1) (2) (略)
- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って指定介護老人福祉施設を開設した場合を含む。)において、第5条第1項第8号及び第45条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

 $8 \sim 10$ (略)

○ 川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第82号)(第10条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次 第1章~第5章 (略) 第6章 雑則 (第55条) 附則	目次 第1章~第5章 (略) <u>附則</u>
(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第1 18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適	(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略)
切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第2章 (略) (従業者の員数) 第4条 介護老人保健施設に置くべき従業者及びその員数は、介護老人保健施設の 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以 下「介護老人保健施設基準」という。)第2条に定める員数の医師及び看護師の ほか、次のとおりとする。 (1)~(4)(略) (5)栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、 1以上 (6)・(7)(略)	第2章 (略) (従業者の員数) 第4条 介護老人保健施設に置くべき従業者及びその員数は、介護老人保健施設の 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以 下「介護老人保健施設基準」という。)第2条に定める員数の医師及び看護師の ほか、次のとおりとする。 (1)~(4)(略) (5)栄養士

2 · 3 (略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>

5 (略)

- 6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
 - (2) 介護医療院 栄養士 若しくは管理栄養士 又は介護支援専門員
 - (3) 病院 栄養士 若しくは管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。
 -)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律 第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの とされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定す る指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護 老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅へ の復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に 規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)

2 · 3 (略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 (略)

- 士、栄養士
 又は介護支援専門員

 (2) 介護医療院 栄養士
 又は介護支援専門員

 (3) 病院 栄養士
 (病床数100以上の病院の場合に限る。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚

-)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律 第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するもの とされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定す る指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護 老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅へ の復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に 規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)

- の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士<u>若しくは管</u>理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士<u>若しくは管理栄養士</u> 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士又は栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>により当該医療機関併設型小 規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、 置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

8 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この 場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。) が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テ レビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

 $8 \sim 12$ (略)

<u>13</u> 第2項から<u>第9項</u>までの規定は、<u>第10項</u>に規定する施設サービス計画の変 更について準用する。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

- (1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若 しくは言語聴覚士又は栄養士_____により当該医療機関併設型小 規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、 置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

 $7 \sim 1.1$ (略)

12 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設サービス計画の変 更について準用する。 (口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した 日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(管理者による管理)

- 第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ~(4) (略)
 - (5) <u>第40条第4項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(管理者による管理)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号。以下この条において「地域密着型サービス基準条例」という。)第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ~(4) (略)
 - (5) <u>第40条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) (略)

(勤務体制の確保等)

第30条 (略)

2 (略)

- 3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業 務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第30条の2 介護老人保健施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加 が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第33条 (略)

(勤務体制の確保等)

第30条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

第33条 (略

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及 び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延</u> の防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - (4) (略)
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第35条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人 保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによ り、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

- 第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次 に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を 定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周 知徹底を図ること。
 - (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) (2) (略)
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第35条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

止のための研修を定期的に実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ~(6) (略)

(7) <u>第40条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第44条 (略)

2 (略)

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置 を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

<u>10</u> (略)

(運営規程)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要

(記録の整備)

第42条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ~(6) (略)

(7) <u>第40条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第44条 (略)

2 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第47条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 (略)

(運営規程)

第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要

事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) ~(7) (略)
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護老人</u>保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条の3</u>まで、第23条、第25条から第28条まで<u>、第30条の2</u>及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「<u>第40条第4項</u>」とあるのは「第54条において準用する第40条第4項」と、同項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54

事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修 の機会を確保しなければならない。

(準用)

条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに 類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うこ とが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得 て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっ ては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

- 1 2 (略)
- 3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令 第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を合年3月31日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護者人保健施設、軽費者人ホーム(老人福祉法(昭和38年

条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

附則

1 • 2 (略)

3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた<u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号)</u>第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護者人保健施設、軽費者人ホーム(老人福祉法(昭和38年

法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る食堂について第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日 までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。)を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

6 (略)

7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養 病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病 床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日 までの間 法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る食堂について第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は 療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療 養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、 軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるた めの施設の用に供することをいう。)を行って介護老人保健施設(ユニット型介 護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。)を開設する場合(施行日前 に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転 換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる 基準のいずれかに適合するものとする。

(1) • (2) (略)

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

6 (略)

7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間

に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて第6条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

8 • 9 (略)

10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

 $1.1 \sim 1.3$ (略)

に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行目前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて第6条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

8 • 9 (略)

10 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合(施行日前に当該転換を行って介護老人保健施設を開設した場合を含む。)における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

 $1.1 \sim 1.3$ (略)

○ 川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第83号)(第11条関係)

(下線の部分は改正部分)

改正案	現
目次 第1章~第5章 (略) 第6章 雑則(第54条) 附則	目次 第1章~第5章 (略) <u>附則</u>
(基本方針)	(基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 • 3 (略)	2・3 (略)
4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必	
要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を	
講じなければならない。	
5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たって	
は、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を	
活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
第2章(略)	第2章 (略)
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号	第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号
)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院で) 第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院で
あるものに限る。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	あるものに限る。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 医師 <u>及び薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院	(1) 医師 <u>、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院
として必要とされる数以上	として必要とされる数以上
$(2) \sim (4)$ (略)	(2) \sim (4) (略)
(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100床以上の指定介護療養型医療	
施設にあっては、1以上	

(6) (略)

- 2 指定介護療養型医療施設(平成18年改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - (2) ~(5) (略)
- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病 床の数の合計数が100床以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上 (7) (略)
- 3 4 (略)
- 5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第2項第7号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。
- 6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務 に従事する者でなければならない。<u>ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>

7 <u>第1項第6号、第2項第7号</u>及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に 従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができるものとす る。 (5) (略)

- 2 指定介護療養型医療施設(平成18年改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号______)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) ~(5) (略)

(6) (略)

3 • 4 (略)

- 5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、<u>第1項第5号及び第2項第6号</u>の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。
- 6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務 に従事する者でなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット 型指定介護療養型医療施設(第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療 施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。) にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設 及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支 障がない場合は、この限りでない。
- 7 <u>第1項第5号、第2項第6号</u>及び第5項の介護支援専門員は、専らその職務に 従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができるものとする。

8 • 9 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ 電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

8 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この 場合において、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」とい う。)が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、 テレビ電話装置等の活用について、当該入院患者等の同意を得なければならない。

 $8 \sim 12$ (略)

13 第2項から第9項までの規定は、第10項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入 院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げ

8 • 9 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

 $7 \sim 1.1$ (略)

<u>12</u> 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げ

る業務を行うものとする。

- (1) ~(3) (略)
- (4) <u>第38条第4項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第27条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(8)</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症及び非常災害が発生した場合に おいて、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」と いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると

る業務を行うものとする。

- (1) ~(3) (略)
- (4) <u>第38条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第27条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を 確保しなければならない。

ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民 の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - (4) (略)
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(掲示)

第33条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指 定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。 (非常災害対策)

第30条 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

第31条 (略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は 食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
- (1) (2) (略)
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第33条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、 次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ~(3) (略)
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

- 第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) <u>第38条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第42条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等

(1) ~(3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(5) (略)
- (6) <u>第38条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第42条 (略)

2 (略)

<u>のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する</u> 等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供する に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必 要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 (略)

(構造設備)

第43条 (略)

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) ユニット

ア 病室

(ア) (略)

- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) (略)

(エ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(4) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

第44条 (略)

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及 び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) ユニット

ア病室

第2節 (略)

(構造設備)

第43条 (略)

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) ユニット

ア病室

(ア) (略)

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない

(ウ) (略)

(エ) ユニットに属さない病室を改修して病室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。

(オ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(4) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

第44条 (略)

- 2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及 び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- (1) ユニット

ア 病室

- (ア) (略)
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) (略)

(エ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(4) (略)

3 • 4 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第46条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

<u>10</u> (略)

(運営規程)

- 第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第51条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のため

- (ア) (略)
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない

__。 (ウ) (略)

(エ) ユニットに属さない病室を改修して病室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。

(オ) (略)

イ~エ (略)

(2) ~(4) (略)

3 • 4 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第46条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 (略)

(運営規程)

- 第50条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第51条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のため

の研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u>

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第53条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第19条の3</u>まで、第23条から第26条まで、第28条の2及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第26条中「第17条」とあるのは「第53条において準用する第17条」と、同条第3号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第53条において準用する第36条第2項」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第38条第4項」とあるのは「第53条において準用する第13条第2項」とあるのは「第53条において準用する第13条第2項」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第46条第7項」と、同項第4号中「第23条」とあるのは「第53条において準用する第23条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに 類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正 本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報 の研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

 $1 \sim 1 \ 2$ (略)

13 この条例の施行の際現に旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であって、施行日の前日において県条例附則第2条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号。次項において「平成17年改正省令」という。)附則第7条第2項の規定

附則

 $1 \sim 12$ (略)

- 13 この条例の施行の際現に旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であって、施行日の前日において県条例附則第2条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号。以下「平成17年改正省令」という。)附則第7条第1項の規定の適用を受けていたもの(施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第43条第2項第1号ア(x)又は第44条第2項第1号ア(x)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」とする。
- 14 この条例の施行の際現に旧法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であって、施行日の前日において県条例附則第2条の規定によりその例によることとされる平成17年改正省令

附則第7条第2項の規定

の適用を受けていたもの(施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第43条第2項第1号イ(4)又は第44条第2項第1号イ(4)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

14 (略)

の適用を受けていたもの(施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)について第43条第2項第1号イ(イ)又は第44条第2項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

15 (略)

○ 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成29年条例第84号)(第12条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現行
目次 第1章~第11章 (略) 第1章** ### (答 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	目次 第1章~第11章 (略)
<u>第12章 雑則(第232条)</u> <u>附則</u>	附則
(指定介護予防サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略)	(指定介護予防サービスの事業の一般原則及び事業者の資格) 第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、	2 (MI)
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置	
を講じなければならない。	
4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たって	
は、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を	
活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
$\frac{5 \cdot 6}{}$ (略)	$\frac{3\cdot 4}{}$ (略)
(運営規程)	(運営規程)
第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所	第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所
ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな	ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな
ければならない。	ければならない。
(1) ~(7) (略)	(1) \sim (7) (略)
(8) 虐待の防止のための措置に関する事項	
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第26条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問 入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第26条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に

(勤務体制の確保等)

第26条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 (略)

<u>おいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなけれ</u>ばならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防 止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業 者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実 施すること。
- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

(掲示)

第28条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面 を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との<u>連携等</u>)

第33条 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在 する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提 供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪 問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

- 第34条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検 討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問

(掲示)

第28条 (略)

(地域との<u>連携</u>)

第33条 (略)

入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第42条 第3条 (第6項を除く。)、第1節、第4節 (第15条、第20条第1項並びに第32条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び第28条第1項中「第25条」とあるのは「第42条において準用する第25条」と、第19条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第52条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防 訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤 (進用)

第42条 第3条(<u>第4項</u>を除く。)、第1節、第4節(第15条、第20条第1項並びに第32条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項及び<u>第28条</u>中「第25条」とあるのは「第42条において準用する第25条」と、第19条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条第2項及び第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第20条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第52条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
 - (1) ~(6) (略)

<u>(7)</u> (略)

務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指 定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しな ければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の 機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第22条、第24条及び<u>第26条の2</u>から第35条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第8条第1項及び<u>第28条第1項</u>中「第25条」とあるのは「第52条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第27条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第62条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(7)</u> (略)

(準用)

第54条 第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第22条、第24条及び<u>第26条</u>から第35条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第8条第1項及び<u>第28条</u>中「第25条」とあるのは「第52条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第27条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

- 第62条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - <u>(6)</u> (略)

(準用)

第64条 第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、<u>第26条の2</u>から第29条まで、第31条から第35条まで、<u>第48条及び第52条の2</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条第1項及び<u>第28条第1項</u>中「第25条」とあるのは「第62条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第27条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第52条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第58条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。
 - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第90条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - (1) の2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。) が当該リハビリテーション会議に参加するときは、指定介護

(準用)

第64条 第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、<u>第26条</u>から第29条まで、第31条から第35条まで<u>及び第48条</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条第1項及び<u>第28条</u>中「第25条」とあるのは「第62条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第27条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と

読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第58条に規定する基本方針及 び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。
 - (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(次号 に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第90条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

<u>予防訪問リハビリテーション事業者は、テレビ電話装置等の活用について、当</u>該利用者等の同意を得なければならない。

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、<u>第1号</u>に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。)を作成すること。
- (3) ~ (14) (略)

(運営規程)

- 第71条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指 導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (7) (略)

(準用)

第73条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第22条、第24条、<u>第26条の2</u>から第29条まで、第31条から第35条まで、<u>第48条及び第52条の2</u>の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第8条第1項及び<u>第28条第1項</u>中「第25条」とあるのは「第71条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第27条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第52条の2中「看護師等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、<u>前号</u>に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。)を作成すること。
- (3) ~ (14) (略)

(運営規程)

- 第71条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) (略)

(準用)

第73条 第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第22条、第24条、<u>第26条</u>から第29条まで、第31条から第35条まで及び第48条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第8条第1項及び<u>第28条</u>中「第25条」とあるのは「第71条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第18条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第27条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と

読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第75条 (略)

- - (1) ~(3) (略)
 - (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防 サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者 若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業 者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予 防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
 - (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。
 - (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合 については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則 として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。_

(7) (略)

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次 に掲げるところによる。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを 旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやす いように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容 について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告す ること。

第75条 (略)

- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。
- (1) ~(3) (略)

<u>(4)</u> (略)

(運営規程)

- 第82条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第83条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第85条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第86条 (略)

(運営規程)

第82条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第83条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第85条 (略)

(衛生管理等)

第86条 (略)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該<u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所</u>において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及び まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周 知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第88条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第2 1条、第22条、第26条の2、第28条、第29条、第31条から第35条まで及び第48条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第8条第1項及び第28条第1項中「第25条」とあるのは「第82条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第94条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予

2	指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該 <u>事業所</u>
	において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措
	置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第88条 第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第2 1条、第22条____、第28条、第29条、第31条から第35条まで及び第48条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第8条第1項及び<u>第28条中</u> 「第25条」とあるのは「第82条」と、第13条中「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第94条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予

防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第104条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1) ~(6) (略)

$2 \sim 4$ (略)

- 5 第1項第2号の生活相談員<u>のうち1人以上及び</u>同項第3号の介護職員<u>又は看護職員のうち1人以上</u>は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員並びに介護職員及び看護職員を常勤で配置しないことができる。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しない場合において、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

<u>7</u> (略)

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介 護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指 定居宅サービス等基準条例第130条第1項から<u>第7項</u>までに規定する人員に関 する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみ 防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第129条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第104条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1) ~(6) (略)

$2 \sim 4$ (略)

5 第1項第2号の生活相談員<u>並びに</u>同項第3号の介護職員<u>及び看護</u>職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない

<u>6</u> (略)

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第130条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみ

なすことができる。

(設備及び備品等)

第97条 (略)

2 · 3 (略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び 併設本体施設

の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

 $5 \sim 8$ (略)

(運営規程)

- 第103条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第94条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、第3号に掲げる事項を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(10)</u> (略)

(非常災害対策)

第105条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第106条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護

なすことができる。

(設備及び備品等)

第97条 (略)

2 · 3 (略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び 当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本 体施設」という。) の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用 者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該 併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。) を指定介護予防短期入所 生活介護の事業の用に供することができるものとする。

 $5 \sim 8$ (略)

(運営規程)

第103条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(第94条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにあっては、第3号に掲げる事項を除く。)に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~(8) (略)

(9) (略)

(非常災害対策)

第105条 (略)

<u>2</u> (略)

(衛生管理等)

第106条 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>次に掲げる措置を講</u>じなければ ならない。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活 介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定 期的に実施すること。
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(準用)

第109条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から<u>第33条</u>(第2項を除く。) <u>まで、第34条から</u>第35条まで及び第83条の規定は、指定介護予防短期入所 生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第26条の2第2項及び</u> 第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短 期入所生活介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第10 3条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活 介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーショ ン従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものと する。

(設備及び備品等)

第120条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよ</u>う努めなければならない。

(準用)

第109条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、 第22条、第24条_____、第28条から____ 第35条まで及び第83条の規定は、指定介護予防短期入所

生活介護の事業について準用する。この場合において、第28条中

「第25条」とあるのは「第103条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第120条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット

ア居室

(ア) (略)

(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(当定日本の大型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第125条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) (略)

(エ) (略)

イ~エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第123条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業 の運営についての重要事項(第94条第2項の規定の適用を受けるユニット型特 別養護老人ホームにあっては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。)に関す ア居室

(ア) (略)

(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第125条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おむね10人以下としなければならない

(ウ) (略)

(エ) ユニットに属さない居室を改修して居室とするために設ける壁について、 天井との間に一定の隙間が生ずる場合は、利用者同士の視線の遮断を確保 すること。

(オ) (略)

イ~エ (略)

(2) (略)

7 • 8 (略)

(運営規程)

第123条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業 の運営についての重要事項 (第94条第2項の規定の適用を受けるユニット型特 別養護老人ホームにあっては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。) に関す る規程を定めておかなければならない。

- (1) ~ (9) (略)
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第124条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介 護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第131条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第2 1条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から<u>第33条</u>(第2項を除 く。)まで、第34条から 第35条まで、第83条、第93条、第95条、第4 節(第109条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介 護の事業について準用する。この場合において、<u>第26条の2第2項中「介護予</u> 防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に 当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、 <u>第28条第1項中</u>「第25条」とあるのは「第103条」と、「介護予防訪問入 浴介護従業者」とあるのは「 る規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第124条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者

_____の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

 世年型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項、第102条及び第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第131条の3において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第131条の3」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第131条の3において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第131条の3において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第131条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第138条 第3条 (第6項を除く。)、第9条から第13条まで、第16条、第 19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条から第31条 まで、第32条(第5項及び第6項を除く。)、第33条(第2項を除く。)か ら第35条まで、第83条、第93条、第4節(第100条第1項及び第109 条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、第19条第1項中「内容、当該指定介護予 防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を 受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条中「法定代理 受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介 護予防短期入所生活介護」と、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「 介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」 と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第138条において準用する第 103条|と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所 生活介護従業者」と、第83条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテー ション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第 1項中「第103条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と、 業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)

一」と、第83条第3項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項及び第102条 中「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第131条の3において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第131条の3」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第131条の3において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第131条の3において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第131条の3において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第131条の3において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

「第25条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第83条第3項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第138条において準用する第103条」と、

第100条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第138条において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第138条において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第138条において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第138条において準用する前条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

- 第140条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防 短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護 予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所 療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」とい う。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) ~ (4) (略)
 - (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該<u>指</u> <u>定介護予防短期入所療養介護事業所</u>に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

(対象者)

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しく は病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に 入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を 受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、 病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する 第100条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第104条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第138条において準用する第111条第2号」と、同項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第138条」と、同項第3号中「第101条第2項」とあるのは「第138条において準用する第101条第2項」と、第111条中「第93条」とあるのは「第138条において準用する第93条」と、「前条」とあるのは「第138条において準用する前条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

- 第140条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定介護予防 短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護 予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所 療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」とい う。)及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) ~ (4) (略)
 - (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該<u>指</u> <u>定介護予防短期入所療養介護</u> に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

(対象者)

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しく は病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に 入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を 受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、 病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する 病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた<u>政令</u> 第4条第2項に規定する病床により

構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を 提供するものとする。

(運営規程)

- 第145条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(準用)

第148条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第28条、第29条、第31条から第33条(第2項を除く。)まで、第34条から第35条まで、第83条、第86条、第98条、第99条第2項、第105条及び第107条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第145条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第83条第3項及び第4項並びに第86条第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業

病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた<u>介護</u> 保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により 構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を 提供するものとする。

(運営規程)

- 第145条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)

(7) (略)

(進用)

(平用)							
第148条	第9条から第1	3条まで、	第15条	第16	条、第19	条、第2	1条
第22条、	第24条	\	第28条	美、第29	条、第31	条	
			から第3	5条まで、	、第83条	:、第86	条、
第98条、	第99条第2項	、第105	条及び第	第107条	の規定は、	指定介護	予防
短期入所療	養介護の事業に	ついて準用	する。こ	の場合に	おいて、 <u>第</u>	28条中	
					「第25条	:」とある	のは

「第145条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第83条第3項______中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第98条第1項中「第103条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業

の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) ~(6) (略)
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (略)

(勤務体制の確保等)

第161条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介 護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的 な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第177条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (運営規程)
- 第178条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第161条 (略)

2 • 3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第177条 (略)

2·3 (略)

(運営規程)

- 第178条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(8) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設</u>従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設 入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第183条 第11条、第12条、第21条から第24条まで、第26条の2、第28条から第32条まで、第34条から第35条まで、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第178条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第193条 (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2 • 3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第	1	8	3 条	E	第	1	[条、	、身	育 1	2 3	条、	第	2 1	条;	から	第2	2 4 3	条ま	こで.					、第
	2	8	条カ	ら										_第	3 5	条章	きで、	. 第	§ 1	0 5	条及	なび第	§ 1	0 6
	条	の;	規定	ミは	,	指定	官介言	護司	予防	特	定施	設	入居	者	生活	介語	隻の!	事業	食に	つい	て準	1月す	-る。	, -
	の:	場	合に	にお	V	て、	第	2 3	3条	及河	び第	§ 2	8 条	E									_中	「介
	護	子	防討	問	入	浴り	護	従業	美者		とあ	つる	のじ	t Γ ₂	介護	予防	方特定	定族	設	従業	者」	と、	同	条
				中	Γ	第 2	2 5 5	条」	と	あ・	るの	は	「第	§ 1	7 8	条」	と							
																							読	み犁
																							_	

えるものとする。

(従業者の員数)

第193条 (略)

$2 \sim 4$ (略)

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務 に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特 定施設 における他の職務に従事することができるものとする。

6 (略)

(運営規程)

- 第197条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) <u>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護</u>の内容及び利用料 その他の費用の額
 - (5) ~ (9) (略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

<u>(11)</u> (略)

(準用)

第200条 第11条、第12条、第21条から第24条まで、第26条の2、第28条から<u>第32条まで、第34条から</u>第35条まで、第105条、第106条、第174条から第177条まで及び第179条から第181条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第28条第1項中「第25条」とあるのは「第197条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第29条第1項及び第2項並びに第30条中「指定介護予防助問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第106条第2項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービ

$2 \sim 4$ (略)

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務 に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該介 護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 (略)

(運営規程)

- 第197条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、 指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す る規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) <u>外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護</u>の内容及び利用料 その他の費用の額
 - (5) ~ (9) (略)

(10) (略)

(準用)

<u>ス利用型介護予防特定施設従業者」と</u>、第175条第2項及び第179条第1項 から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「 基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第204条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉 用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉 用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(<u>政</u>令

____第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、 常勤換算方法で、2以上とする。

2 (略)

(運営規程)

- 第208条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - <u>(7)</u> (略)

(衛生管理等)

第211条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に おいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなけれ ばならない。
 - (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防 止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防

_____、第175条第2項及び第179条第1項 から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「 基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

- 第204条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉 用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉 用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(<u>介護保険法施</u> <u>行令</u>第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、 常勤換算方法で、2以上とする。
- 2 (略)

(運営規程)

- 第208条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業 所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。
 - (1) ~(5) (略)
 - <u>(6)</u> (略)

(衛生管理等)

第211条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 (掲示及び目録の備付け)
- 第212条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>指定介護予防福祉用具貸与事業</u> <u>所</u>の見やすい場所に、第208条に規定する重要事項に関する規程の概要その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ ならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面 を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第214条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第26条 <u>の2</u>、第29条から第35条まで並びに第83条第1項<u>第2項及び第4項</u>の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第21条中「内容」とあるのは「種目、品名」と<u>第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と<u>同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>読み替えるものとする。

(掲示及び目録の備付け)

第212条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所

__の見やすい場所に、第208条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

<u>2</u> (略)

(準用)

替えるものとする。

(準用)

第219条 第3条(第6項を除く。)、第8条から第14条まで、第16条から 第19条まで、第21条、第22条、第24条、第26条の2、第29条から第 31条まで、第32条(第5項及び第6項を除く。)、第33条から第35条ま で、第83条第1項、第2項及び第4項、第1筋、第2筋(第204条を除く。)、第3節、第4節(第207条第1項及び第214条を除く。)並びに前節の 規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合にお いて、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第219条において進用する第 208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談 員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以 下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導」と あるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従業者 」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法 第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費 の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中「法 定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準 該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第26 条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある のは「福祉用具専門相談員」と、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サービ スの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とある のは「福祉用具専門相談員」と、第206条第1項中「第211条第3項」とあ るのは「第219条において準用する第211条第3項」と、第207条第2項 中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは 「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前 項」と、第213条第2項第1号中「第217条」とあるのは「第219条にお いて準用する第217条」と、同項第2号中「第211条第4項」とあるのは「 第219条において準用する第211条第4項」と、同項第3号から第6号まで の規定中「次条」とあるのは「第219条」と、第216条中「第203条」と

(準用)

(华用)	
第219条 <u>第8条</u> から第14条まで、第16条	きから
第19条まで、第21条、第22条、第24条、第29条か	
31条まで、第32条(第5項及び第6項を除く。)、第33条から第35	条ま
で、第83条第1項及び第2項 、第1節、第2節(第204条を関	く。
)、第3節、第4節(第207条第1項及び第214条を除く。)並びに前	前節の
規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合	にお
いて、第8条第1項中「第25条」とあるのは「第219条において準用す	でる第
208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門	相談
員」と、第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう	。以
下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導	算」と
あるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護役	É業者
」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者	扩」と、
第19条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護につい	ヽて法
第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービ	ごス費
の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第21条中	口「法
定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは	「基準
該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と	
、第83条第2項中「処遇」とあるのは「サ	トービ
スの利用」と	
、第206条第1項中「第211条第3項」	とあ
るのは「第219条において準用する第211条第3項」と、第207条第	92項
中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とある	らのは
「甘淮該当企議予陆短加田目侵占」と、同冬笠3項由「前9項」となるのだ	1 「 計

、第206条第1項中「第211条第3項」とのるのは「第219条において準用する第211条第3項」と、第207条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第213条第2項第1号中「第217条」とあるのは「第219条において準用する第217条」と、同項第2号中「第211条第4項」とあるのは「第219条において準用する第211条第4項」と、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第219条」と、第216条中「第203条」と

あるのは「第219条において準用する第203条」と、「前条」とあるのは「第219条において準用する前条」と、同条第2号中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(進用)

第228条 第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第22条、第 24条、第26条の2、第27条、第29条から第35条まで、第83条第1項、 第2項及び第4項、第208条から第210条まで並びに第212条の規定は、 指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 8条第1項中「第25条」とあるのは「第228条において進用する第208条 」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、 第10条中「地域をいう。以下同じ。)」とあるのは「地域をいう。以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第14条第2項中「適切な指導 」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第18条中「介護予防訪問入浴介護従 業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者 」と、第26条の2第2項、第27条第1項及び第3項並びに第34条の2第1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護 予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 208条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条第1項 及び第210条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第21 2条第1項中「第208条」とあるのは「第228条において進用する第208 条」と、同条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「 利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第12章 雜則

(電磁的記録等)

第232条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚 あるのは「第219条において準用する第203条」と、「前条」とあるのは「第219条において準用する前条」と、同条第2号中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

(進用)

第	2	2	8 🕏	条	第	8	条法	غ در	第	i 1	4	条	まて	~ ,	第	1	6	条7	から	う角	§ 1	8	条	ま	で、	第	32	$2 \stackrel{?}{>}$	₹、	第
	2	4	条_						_`	第	2	7 🕏	条、	第	2	9	条:	カコ	らき	第 3	3 5	条	ま	で、	, j	第8	3	条質	育 1	項
	<u>及</u>	びタ	第:	2 項	ĺ		_,	身	等2	0	8	条7	32 6	第	2	1	0	条	ま~	で立	20	に	第	2	1 2	2条	きの	規定	さは	τ,
	指	定	特別	定介	護	予	坊福	畐礼	上用	具	販	売	の事	業	に	つ	Įν	て	隼月	月す	つる	0	۲	のも	場合	合に	お	V17	ζ,	第
	8	条?	第	1 項	中	Γ	第2	2 5	5 条	١	と	あれ	30	つは	Έ Γ	第	2	2	8 🕏	条に	ま	۱ <i>ا</i>	て	準	用了	する	第	2 (8 (条
		と.		「介	護	予	坊記	方昆	引入	浴	介	護征	龙 弟	*者	.]	と	あ	る	かじ	は	「福	祉	用	具	専門	門相	談	員」	لح	
	第	1	0 ∮	条中	1 [地:	域を	とし	١う	0	以	下	司し	· /o)	_	کے	あん	30	ひに	ţ ſ	地	域	をし	/ \ }	ō.	以	下同	司じ	′o
)	,]	取り	り扱	うう	特	定り	个該	隻子	·防	福	祉	用具	しの	種	目	_	と、	. 含	第 1	4	条	第	2]	項「	þ l	適	切力	な指	導
	_	ا ح	ある	3 O	は	Γ;	適均	刃な	排	談	又	は	功言	Î	کے		第	1	8 🕏	条中] [介	護	子[坊訓	方問	入	浴分	个護	誕
	業	者.		とあ	る	の	は	「贫	É業	者		٤,		「初	回	訪	問	時	及で	び禾	1月	者	.]	ا ح	ある	3 O	は	「禾	训用	者
		と																												

83条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と

55

208条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条第1項及び第210条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第21 2条第1項中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208 条」と、同条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。 によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条第1項(第42条、第54条、第64条、第73条、第88条、第109条(第126条において準用する場合を含む。)、第131条の3、第138条、第148条(第163条において準用する場合を含む。)、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)及び第175条第1項(第200条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」とい う。)のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるも のについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法 をいう。)により行うことができる。

附則

$1 \sim 14$ (略)

15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第17項及び第20項において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第170条の規定にかかわらず、次のと

附則

$1 \sim 14$ (略)

15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第17項及び第20項において同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第170条の規定にかかわらず、次のと

おりとする。

(1) • (2) (略)

16 (略)

17 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日 までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設については、第172条及び第195条の規定にかかわらず、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

18・19 (略)

20 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第193条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

21・22 (略)

おりとする。

(1) • (2) (略)

16 (略)

17 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設において、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設については、第172条及び第195条の規定にかかわらず、浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

18・19 (略)

20 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第193条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

21・22 (略)

○ 川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第78号)(第13条関係)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現
目次 第1章 第5章 (MZ)	目次 第1章 第5章 (哪)
第1章~第5章 (略) 第6章 雑則(第55条)	第 1 章 ~ 第 5 章 (略) 附則
<u>第6章 雜則(第33条) </u>	<u> </u>
M190	
(基本方針)	(基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備	
を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな	
<u>らない。</u>	
5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の	
2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有	
<u>効に行うよう努めなければならない。</u> 第2章 (略)	第2章 (略)
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 介護医療院に置くべき従業者及びその員数は、介護医療院の人員、施設及	第4条 介護医療院に置くべき従業者及びその員数は、介護医療院の人員、施設及
び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医	び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医
療院基準」という。)第4条に定める員数の医師及び看護師のほか、次のとおり	療院基準」という。)第4条に定める員数の医師及び看護師のほか、次のとおり
とする。	とする。
$(1) \sim (4)$ (略)	(1) ~(4) (略)
(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以	(5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以
上	上
(6) \sim (8) (略)	$(6) \sim (8)$ (略)

2 · 3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 • 6 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。

8 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2 · 3 (略)

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び第10項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。次項及び第12項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この

2 · 3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 • 6 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第17条 (略)

2 · 3 (略)

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び<u>第9項</u>において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。第11項 において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

場合において、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が当該サービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専門員は、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者等の同意を得なければならない。

 $8 \sim 12$ (略)

<u>13</u> 第2項から<u>第9項</u>までの規定は、<u>第10項</u>に規定する施設サービス計画の変 更について準用する。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した 日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に 行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ~ (4) (略)
 - (5) <u>第40条第4項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (<u>第35条第1項</u>において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) (略)

(勤務体制の確保等)

 $7 \sim 1.1$ (略)

<u>12</u> 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する施設サービス計画の変 更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) ~(4) (略)
 - (5) <u>第40条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について 記録すること。

(運営規程)

- 第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程 (<u>第35条</u>において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) ~(6) (略)

<u>(7)</u> (略)

(勤務体制の確保等)

第30条 (略)

2 (略)

- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場に おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必 要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第30条の2 介護医療院は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入所 者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早 期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当 該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第32条 (略)

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん

第30条 (略)

2 (略)

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第32条 (略)

<u>2</u> (略)

(衛生管理等)

第33条 (略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん

延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- (4) (略)
- 3 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 4 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第 1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号) 第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改 正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の規定を準用す る。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第 1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査 技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施 設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定 める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務(川口市介護 医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「基準 条例」という。) 第33条第4項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次 項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第 15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。) における厚牛労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設 における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9 第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは 手術」とあるのは「基準条例第33条第4項第2号の規定による医療機器又は医 学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条 の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第4項第3号の規定

延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

を定期的に実施すること。

(4) (略)

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第 1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号) 第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改 正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおそ の効力を有するものとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の規定を準用す る。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第 1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査 技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施 設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定 める施設(第4号に掲げる施設を除く。)における検体検査の業務(川口市介護 医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「基準 条例」という。) 第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次 項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第 15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。) における厚牛労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設 における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9 第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは 手術」とあるのは「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医 学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条 の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第3項第3号の規定

による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例第33条第4項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第4項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第4項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。(1)~(4)(略)

(掲示)

第35条 (略)

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規 定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

 $3 \sim 5$ (略)

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げ

による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例<u>第33条第3項第4号</u>の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例<u>第33条第3項第1号</u>の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例<u>第33条第3項第1号</u>の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。(1)~(4)(略)

(掲示)

第35条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) ~(3) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

る措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底 を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) ~(6) (略)
 - (7) <u>第40条第4項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第44条 (略)

2 (略)

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ なければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 (略)

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる 記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) ~(6) (略)
- (7) <u>第40条第3項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基本方針)

第44条 (略)

2 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 (略)

 $2 \sim 8$ (略)

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 10 (略)

(運営規程)

- 第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。
 - (1) ~(7) (略)
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から<u>第20条の3</u>まで、 第23条、第25条から第28条まで<u>、第30条の2</u>及び第32条から第42条 までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第 7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する 重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第 $2 \sim 8$ (略)

9 (略)

(運営規程)

- 第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に 関する規程を定めておかなければならない。
 - $(1) \sim (7)$ (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2 · 3 (略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修 の機会を確保しなければならない。

(準用)

 3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第4項」とあるのは「第54条において準用する<u>第40条第4項</u>」と、同項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものの うち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複 本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、 又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)及 び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定する ものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に より行うことができる。
- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する もの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規 定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書 面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認 識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附 則

1 (略)

(療養病床等の転換により開設する介護医療院の構造設備の基準の特例)

2 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日まで

3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、同条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

附則

1 (略)

(療養病床等の転換により開設する介護医療院の構造設備の基準の特例)

の間に転換(当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次項において同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けるものとする。

3 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を合和6年3月31日 までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム

他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に転換を行って介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合(施行日前に転換を行って介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)であるか、又は不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平

- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム<u>(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)</u>その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に転換を行って介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合(施行日前に転換を行って介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)であるか、又は不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平

その

方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

- 5 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を<u>令和6年3月31日</u>までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合(施行日前に転換を行って介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。
- (介護療養型老人保健施設を廃止して開設する介護医療院の構造設備の基準の特例)
- 6 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)であって、今和6年3月31日 までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合(施行日前に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止して介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 7 介護療養型老人保健施設であって、<u>令和6年3月31日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合(施行日前に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止して介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)であるか、又は不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1

方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合(施行日前に転換を行って介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。

(介護療養型老人保健施設を廃止して開設する介護医療院の構造設備の基準の特例)

- 5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合(施行日前に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止して介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。
- 6 介護療養型老人保健施設であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合(施行日前に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止して介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)であるか、又は不燃材料(同条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1

とすることができる」とする。

8 介護療養型老人保健施設であって、<u>令和6年3月31日</u>までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合(施行日前に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止して介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。9・10 (略)

とすることができる」とする。

7 介護療養型老人保健施設であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合(施行日前に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止して介護医療院を開設した場合を含む。)における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅は、1.6メートル以上)とする。8・9 (略)